

令和 3 年度相模原市一般会計予算

令和 3 年度相模原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 9 8 , 9 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 5 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 市税		千円 122,400,000
	5 市民税	60,240,735
	10 固定資産税	44,739,251
	15 軽自動車税	1,116,058
	20 市たばこ税	4,008,136
	30 事業所税	3,159,283
	35 都市計画税	9,136,537
10 地方譲与税		1,675,000
	7 地方揮発油譲与税	660,000
	10 自動車重量譲与税	920,000
	17 森林環境譲与税	75,000
	20 石油ガス譲与税	20,000
13 利子割交付金		70,000
	5 利子割交付金	70,000
16 配当割交付金		600,000
	5 配当割交付金	600,000
19 株式等譲渡所得割交付金		600,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	600,000
20 分離課税所得割交付金		120,000
	5 分離課税所得割交付金	120,000
21 法人事業税交付金		550,000
	5 法人事業税交付金	550,000
22 地方消費税交付金		14,000,000
	5 地方消費税交付金	14,000,000

款	項	金 額
25 ゴルフ場利用税交付金		千円 150,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	150,000
31 環境性能割交付金		420,000
	5 環境性能割交付金	420,000
32 軽油引取税交付金		3,100,000
	5 軽油引取税交付金	3,100,000
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,274,900
	5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,274,900
37 地方特例交付金		2,275,000
	5 地方特例交付金	1,175,000
	20 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,100,000
40 地方交付税		11,400,000
	5 地方交付税	11,400,000
43 交通安全対策特別交付金		210,000
	5 交通安全対策特別交付金	210,000
46 分担金及び負担金		865,401
	5 負担金	865,401
50 使用料及び手数料		5,486,261
	5 使用料	3,328,351
	10 手数料	2,157,910
55 国庫支出金		62,392,561
	5 国庫負担金	56,627,864
	10 国庫補助金	5,171,135
	15 国庫委託金	593,562

款	項	金 額
60 県支出金		千円 18,133,726
	5 県負担金	13,777,386
	10 県補助金	2,880,826
	15 県委託金	1,475,514
65 財産収入		518,371
	5 財産運用収入	90,057
	10 財産売却収入	428,314
70 寄附金		350,300
	5 寄附金	350,300
75 繰入金		6,320,686
	5 特別会計繰入金	24,159
	10 基金繰入金	6,251,136
	15 財産区繰入金	45,391
80 繰越金		2,000,000
	5 繰越金	2,000,000
85 諸収入		10,770,194
	5 延滞金加算金及び過料	188,070
	10 市預金利子	150
	15 貸付金元利収入	6,902,374
	22 収益事業収入	1,100,000
	25 雑入	2,579,600
90 市債		33,217,600
	5 市債	33,217,600
歳 入	合 計	298,900,000

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		千円 993,601
	5 議会費	993,601
10 総務費		24,640,701
	5 総務管理費	14,462,574
	10 徴税費	2,322,243
	13 市民生活費	7,049,656
	15 選挙費	378,272
	20 統計調査費	101,297
	25 人事委員会費	136,231
	30 監査費	190,428
15 民生費		133,184,744
	5 社会福祉費	50,334,126
	10 児童福祉費	56,420,703
	15 生活保護費	25,756,062
	30 災害救助費	673,853
20 衛生費		25,029,024
	5 保健衛生費	14,430,414
	10 清掃費	10,084,873
	15 環境保全費	513,737
25 労働費		507,947
	5 労働諸費	507,947
30 農林水産業費		753,313
	5 農業費	635,520
	10 林業費	117,793

款	項	金 額
35 商工費		千円 8,698,345
	5 商工費	8,698,345
40 土木費		23,446,391
	5 道路橋りょう費	7,522,243
	10 河川費	564,065
	15 都市計画費	11,696,985
	20 公園費	2,196,055
	25 住宅費	1,467,043
45 消防費		8,855,246
	5 消防費	8,855,246
50 教育費		44,573,406
	5 教育総務費	7,487,303
	10 小学校費	21,297,071
	15 中学校費	12,240,377
	18 幼稚園費	478,752
	20 社会教育費	3,069,903
55 災害復旧費		1,108,352
	2 災害復旧費	1,108,352
60 公債費		26,700,483
	5 公債費	26,700,483
65 諸支出金		8,447
	5 諸費	8,447
70 予備費		400,000
	5 予備費	400,000
歳 出 合 計		298,900,000

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
45 消防費	5 消防費	津久井消防署整備事業	1,791,889	3	91,211
				4	830,502
				5	870,176

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
相模原市土地開発公社事業 資金融資に対する債務保証 (令和3年度設定分)	令和3年度から 令和4年度まで	借入金1,240,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市土地開発公社 先行取得公共用地購入事業 (令和3年度設定分)	令和3年度から 令和4年度まで	先行取得公共用地の 購入に要する経費 1,240,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市社会福祉協議会事業 資金融資に対する損失補償 (令和3年度設定分)	令和3年度から 令和4年度まで	借入金429,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市まち・みどり公社事業 資金融資に対する損失補償 (自転車駐車場用地購入分)	令和3年度から 令和9年度まで	借入金190,352千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
自転車駐車場用地購入事業	令和3年度から 令和9年度まで	自転車駐車場用地の 購入に要する経費 190,352千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
東京2020・さがみはら プロジェクト推進事業 (令和3年度設定分)	令和3年度	7,510
	令和4年度	21,833
生活交通確保対策補助金 (令和3年度設定分)	令和3年度	0
	令和4年度	103,311
児童健康診断経費	令和3年度	0
	令和4年度	10,203
生徒健康診断経費	令和3年度	0
	令和4年度	5,102
中学校完全給食推進事業 (令和3年度設定分)	令和3年度	100,342
	令和4年度から 令和7年度まで	1,734,200
	令和8年度	333,208

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
(総務債) 文化施設整備費 防災対策整備費 スポーツ施設整備費 まちづくりセンター等整備費	千円 8,100 8,000 22,900 47,800	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 令和3年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。
(民生債) 社会福祉施設整備費 市民福祉会館整備事業費 老人福祉施設整備費 障害者福祉施設整備費 保育所整備費 児童厚生施設整備事業費	9,800 262,000 304,100 7,200 299,300 174,000			
(衛生債) 斎場整備事業費 塵芥処理施設建設費	8,700 504,300			
(労働債) 勤労者総合福祉センター整備費	159,700			
(商工債) 観光施設整備費 産業会館整備費	17,300 8,000			
(土木債) 道路整備費 河川整備費 公園整備費 緑地保全事業費 街路整備費 住宅建設費	1,315,300 214,000 693,100 139,400 962,100 398,100			
(消防債) 消防施設整備費	1,079,100			
(教育債) 教育施設整備費 小学校整備費 中学校整備費 公民館建設費 博物館整備費	4,700 403,600 521,000 20,800 9,700			
(災害復旧債) 災害復旧費	914,700			
(臨時財政対策債) 臨時財政対策	24,700,000			
(国の予算等貸付金債) 災害援護事業費	800	借入先 ・内閣府 借入方法 ・普通貸借 借入時期 令和3年度とする。	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に定めるところによる。
計	33,217,600			

令和 3 年度相模原市国民健康保険事業特別会計予算

令和 3 年度相模原市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 1, 7 5 3, 0 0 0 千円、直営診療勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 2 7, 0 0 0 千円と定める。

2 事業勘定及び直営診療勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 国民健康保険税		千円 14,110,000
	5 国民健康保険税	14,110,000
10 使用料及び手数料		150
	5 手数料	150
25 県支出金		50,578,000
	10 県補助金	50,578,000
32 財産収入		500
	5 財産運用収入	500
35 繰入金		6,522,000
	5 一般会計繰入金	5,245,000
	10 基金繰入金	1,277,000
40 繰越金		160,000
	5 繰越金	160,000
45 諸収入		382,350
	5 延滞金及び過料	272,000
	15 雑入	110,350
歳 入 合 計		71,753,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 1, 041, 257
	5 総務管理費	468, 086
	10 徴税費	572, 516
	15 運営協議会費	655
10 保険給付費		49, 918, 000
	5 療養諸費	43, 206, 000
	10 高額療養費	6, 410, 200
	15 移送費	1, 000
	20 出産育児諸費	243, 800
	25 葬祭諸費	55, 000
	30 傷病手当諸費	2, 000
22 国民健康保険事業費納付金		19, 866, 700
	5 医療給付費分	13, 048, 000
	10 後期高齢者支援金等分	4, 853, 500
	15 介護納付金分	1, 965, 200
25 共同事業拠出金		100
	5 共同事業拠出金	100
30 保健事業費		726, 043
	2 特定健康診査等事業費	506, 564
	5 保健事業費	219, 479
32 基金積立金		500
	5 基金積立金	500
40 諸支出金		190, 400
	5 償還金及び還付加算金	181, 000
	15 繰出金	9, 400
45 予備費		10, 000
	5 予備費	10, 000
歳 出	合 計	71, 753, 000

第1表 歳入歳出予算（直営診療勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 診療収入		千円 163,569
	5 外来収入	138,290
	10 その他の診療収入	25,279
10 使用料及び手数料		875
	3 使用料	197
	5 手数料	678
20 繰入金		53,400
	5 他会計繰入金	44,000
	10 事業勘定繰入金	9,400
25 繰越金		3,000
	5 繰越金	3,000
30 諸収入		6,156
	7 受託事業収入	5,281
	10 雑入	875
歳 入	合 計	227,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 153,739
	5 施設管理費	153,739
10 医業費		67,729
	5 医業費	67,729
20 公債費		3,932
	5 公債費	3,932
28 諸支出金		100
	5 償還金及び還付加算金	100
30 予備費		1,500
	5 予備費	1,500
歳 出	合 計	227,000

令和 3 年度相模原市介護保険事業特別会計予算

令和 3 年度相模原市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 6 , 2 6 6 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
5 保険料		12,623,869
	5 介護保険料	12,623,869
10 使用料及び手数料		20,429
	10 手数料	20,429
15 国庫支出金		11,299,762
	5 国庫負担金	9,407,446
	10 国庫補助金	1,892,316
20 支払基金交付金		14,521,992
	5 支払基金交付金	14,521,992
25 県支出金		7,941,145
	5 県負担金	7,459,076
	7 県補助金	482,069
30 財産収入		4,051
	5 財産運用収入	4,051
40 繰入金		9,853,000
	5 一般会計繰入金	8,653,000
	10 基金繰入金	1,200,000
50 諸収入		1,752
	5 延滞金及び過料	200
	15 雑入	1,552
歳 入	合 計	56,266,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 1, 188, 885
	5 総務管理費	397, 364
	10 徴収費	87, 206
	15 介護認定審査会費	687, 190
	20 介護サービス情報公表・調査費	17, 125
10 保険給付費		51, 896, 982
	5 介護サービス等諸費	50, 336, 476
	10 高額介護サービス等費	1, 560, 506
20 地域支援事業費		3, 138, 765
	5 地域支援事業費	3, 138, 765
25 基金積立金		4, 051
	5 基金積立金	4, 051
35 諸支出金		36, 317
	5 償還金及び還付加算金	26, 199
	15 繰出金	10, 118
45 予備費		1, 000
	5 予備費	1, 000
歳 出 合 計		56, 266, 000

令和 3 年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 3 年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 2 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 繰入金		千円 3,000
	5 一般会計繰入金	3,000
10 繰越金		60,000
	5 繰越金	60,000
15 諸収入		157,000
	5 貸付金元利収入	156,155
	15 雑入	845
歳 入	合 計	220,000

歳 出

款	項	金 額
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 172,470
	5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	172,470
10 公債費		33,439
	5 公債費	33,439
15 諸支出金		14,091
	5 償還金及び還付加算金	50
	10 繰出金	14,041
歳 出	合 計	220,000

令和 3 年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 3 年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 8 1 3, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		千円 8,237,538
	5 後期高齢者医療保険料	8,237,538
10 使用料及び手数料		10
	10 手数料	10
25 繰入金		1,447,000
	5 一般会計繰入金	1,447,000
30 繰越金		60,000
	5 繰越金	60,000
35 諸収入		68,452
	5 延滞金及び過料	1,000
	10 償還金及び還付加算金	30,000
	20 雑入	37,452
歳 入	合 計	9,813,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 200,946
	5 総務管理費	200,946
10 分担金及び負担金		9,572,054
	5 広域連合負担金	9,572,054
15 諸支出金		30,000
	5 償還金及び還付加算金	30,000
20 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出	合 計	9,813,000

令和 3 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算

令和 3 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 3 9 1, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 駐車場事業収入		千円 741,626
	5 事業収入	741,626
15 財産収入		1,335
	5 財産運用収入	1,335
20 繰入金		647,039
	5 繰入金	647,039
25 繰越金		1,000
	5 繰越金	1,000
歳 入 合 計		1,391,000

歳 出

款	項	金 額
5 駐車場事業費		千円 726,960
	5 駐車場管理費	726,960
10 公債費		663,040
	5 公債費	663,040
15 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,391,000

令和 3 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別
会計予算

令和 3 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 3 4 4, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 繰入金		千円 1,306,906
	5 繰入金	1,306,906
15 繰越金		37,061
	5 繰越金	37,061
20 使用料及び手数料		1
	10 手数料	1
85 諸収入		32
	5 雑入	32
歳 入	合 計	1,344,000

歳 出

款	項	金 額
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費		千円 1, 126, 548
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費	1, 126, 548
10 公債費		217, 152
	5 公債費	217, 152
15 予備費		300
	5 予備費	300
歳 出 合 計		1, 344, 000

令和 3 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 3 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 1 4 5, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 繰入金		千円 10,000
	5 繰入金	10,000
20 市債		3,135,000
	5 市債	3,135,000
歳 入 合 計		3,145,000

歳 出

款	項	金 額
10 公共用地先行取得事業費		千円 3,135,085
	5 公共用地先行取得事業費	3,135,085
15 公債費		9,915
	5 公債費	9,915
歳 出 合 計		3,145,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費	千円 3,135,000	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 令和3年度 とする。 ただし、事 業の進捗等 により翌年 度以降に繰 越して借り 入れること ができる。	年 5.0%以内 ただし、利率 見直し方式 で借り入れ る公的資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率と する。	公的資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には、 その債権者 と協定する ところによ る。 ただし、市 財政の都合 により繰上 償還又は償 還期限の短 縮若しくは 本議決の範 囲内で未償 還額を借換 えすることが できる。

令和 3 年度相模原市財産区特別会計予算

令和 3 年度相模原市財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 98,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
15 財産収入		千円 57,728
	5 財産運用収入	57,728
20 繰入金		25,786
	5 基金繰入金	25,786
25 繰越金		14,886
	5 繰越金	14,886
歳 入 合 計		98,400

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 52,357
	5 総務管理費	52,357
10 諸支出金		45,391
	5 繰出金	45,391
15 予備費		652
	5 予備費	652
歳 出 合 計		98,400

令和 3 年度相模原市公債管理特別会計予算

令和 3 年度相模原市公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,700,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 財産収入		千円 50,000
	5 財産運用収入	50,000
10 繰入金		39,730,600
	5 他会計繰入金	35,902,200
	10 基金繰入金	3,828,400
15 市債		14,919,400
	5 市債	14,919,400
歳 入 合 計		54,700,000

歳 出

款	項	金 額
5 公債費		千円 54,700,000
	5 公債費	54,700,000
歳 出	合 計	54,700,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換	千円 14,919,400	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 令和3年度とする。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

令和 3 年度相模原市簡易水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度相模原市簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	給水戸数	993 戸
2	年間総給水量	416,069 m ³
3	一日平均給水量	1,140 m ³
4	主要な建設改良事業	
(1)	施設更新・改良事業	75,400 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	簡易水道事業収益	337,665 千円
第 1 項	営業収益	23,087 千円
第 2 項	営業外収益	314,578 千円

支 出

第 1 款	簡易水道事業費用	350,997 千円
第 1 項	営業費用	338,651 千円
第 2 項	営業外費用	12,220 千円
第 3 項	特別損失	26 千円
第 4 項	予備費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29,190千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 簡易水道資本的収入	75,400 千円
---------------	-----------

第1項 企業債	75,400 千円
---------	-----------

支 出

第1款 簡易水道資本的支出	104,590 千円
---------------	------------

第1項 建設改良費	75,400 千円
-----------	-----------

第2項 企業債償還金	29,190 千円
------------	-----------

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道 建設費充当	千円 75,400	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 ・令和3年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは未償還額を借換えすることができる。
合 計	75,400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

84,076 千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、207,300千円である。

令和3年2月15日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

令和 3 年度相模原市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度相模原市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	処理区域内人口	698,347 人
2	主要な建設改良事業	
(1)	公共下水道整備事業(管渠)	7,553,849 千円
(2)	公共下水道整備事業(ポンプ場)	247,211 千円
(3)	農業集落排水整備事業(管渠)	37,945 千円
(4)	市設置高度処理型浄化槽整備事業	987,940 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	公共下水道事業収益	15,713,326 千円
第 1 項	公共下水道営業収益	11,257,809 千円
第 2 項	公共下水道営業外収益	4,430,857 千円
第 3 項	公共下水道特別利益	24,660 千円
第 2 款	農業集落排水事業収益	37,350 千円
第 1 項	農業集落排水営業収益	2,780 千円
第 2 項	農業集落排水営業外収益	26,249 千円
第 3 項	農業集落排水特別利益	8,321 千円
第 3 款	市設置高度処理型浄化槽事業収益	210,756 千円
第 1 項	市設置高度処理型浄化槽営業収益	43,710 千円
第 2 項	市設置高度処理型浄化槽営業外収益	167,046 千円

支 出

第1款 公共下水道事業費用	15,162,926 千円
第1項 公共下水道営業費用	13,603,590 千円
第2項 公共下水道営業外費用	1,529,336 千円
第3項 公共下水道予備費	30,000 千円
第2款 農業集落排水事業費用	52,240 千円
第1項 農業集落排水営業費用	50,849 千円
第2項 農業集落排水営業外費用	1,391 千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽事業費用	405,091 千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽営業費用	394,713 千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽営業外費用	10,378 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,585,528千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)。

収 入	
第1款 公共下水道資本的収入	8,446,669 千円
第1項 公共下水道企業債	6,365,000 千円
第2項 公共下水道他会計負担金	272,410 千円
第3項 公共下水道分担金	25,517 千円
第4項 公共下水道負担金	18,827 千円
第5項 公共下水道国庫補助金	1,307,491 千円
第6項 公共下水道県補助金	443,204 千円
第7項 公共下水道その他資本的収入	14,220 千円
第2款 農業集落排水資本的収入	37,850 千円
第1項 農業集落排水企業債	37,700 千円
第2項 農業集落排水分担金	150 千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽資本的収入	987,723 千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽企業債	672,600 千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽分担金	10,043 千円
第3項 市設置高度処理型浄化槽国庫補助金	67,757 千円
第4項 市設置高度処理型浄化槽県補助金	237,323 千円

支 出

第 1 款 公共下水道資本の支出	15,009,439 千円
第 1 項 公共下水道建設改良費	7,801,060 千円
第 2 項 公共下水道固定資産購入費	248,666 千円
第 3 項 公共下水道企業債償還金	6,959,713 千円
第 2 款 農業集落排水資本の支出	48,684 千円
第 1 項 農業集落排水建設改良費	37,945 千円
第 2 項 農業集落排水企業債償還金	10,739 千円
第 3 款 市設置高度処理型浄化槽資本の支出	999,647 千円
第 1 項 市設置高度処理型浄化槽建設改良費	987,940 千円
第 2 項 市設置高度処理型浄化槽企業債償還金	11,707 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年割額
公共下水道 資本的支出	公共下水道 建設改良費	管渠耐震化 事業(令和3 年度設定分)	千円 1,984,000	3	千円 1,071,360
				4	912,640
		汚水ポンプ場 電気設備 長寿命化事業	206,000	3	123,200
				4	82,800

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道 建設費充当	千円 5,995,900	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 ・令和3年度と する。 ただし、事業 の進捗等により 翌年度以降に繰 越して借り入れ ることができる。	年5.0%以内 ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率と する。	公的資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合には、その債権者と協 定するところによる。 ただし、企業財政の都合に より繰上償還又は償還期限の 短縮若しくは未償還額を借換 えすることができる。
流域下水道 負担金充当	229,100			
農業集落排水 建設費充当	37,700			
市設置高度 処理型浄化槽 建設費充当	672,600			
下水道事業 特別措置分 公債費充当	140,000			
合 計	7,075,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 831,686 千円

(他会計からの補助金)

第10条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,309,000千円である。

令和3年2月15日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

さがみはらみんなのシビックプライド条例について
さがみはらみんなのシビックプライド条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

さがみはらみんなのシビックプライド条例

さがみはらは、今まで周辺のまちと合併を繰り返しながら成長してきた都市と自然がベストミックスしているまちです。このため、市内の多彩な魅力が人々を呼び込み、本市で生まれて住んでいる人も含めて、多様な価値観を持った人達が集まった果てしない可能性に満ちているまちです。こんなまちに暮らす私達は、シビックプライドを高めることで、みんなが一つになれるまちを目指して、新たなステップを踏み出します。

あなたは、さがみはらが大好きですか。あなたの好きなさがみはらを自由に自らみんなに発信し共有することで、さがみはらが大好きな人々が市内外にあふれていて、誰にでも自慢したくなる。そんなまちになることを願って、シビックプライドを高めるため、この条例を定めます。

(目的)

第 1 条 この条例は、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) シビックプライド 相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていかうとする気持ちのことをいいます。
- (2) さがみはらファン 相模原市を好きな人のことをいいます。
- (3) 相模原市と関わりのあるみんな 相模原市内に居住し、通学し、若しくは通勤する人、相模原市と何らかのつながりがある人又は相模原市に関心のある人

のことをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 この条例は、相模原市と関わりのあるみんなにシビックプライドを持つことを決して強制するものではありません。相模原市と関わりのあるみんなの個人の思いを尊重しつつ、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高める取組を行うことを基本的な考え方とします。

(市長の責務)

第4条 市長は、自ら相模原市の魅力を発信します。

(市の責務)

第5条 市は、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めるための取組を推進します。

2 市は、緑区、中央区及び南区の魅力を踏まえた相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めるための取組をそれぞれ推進します。

(市民の役割)

第6条 市民は、相模原市への関心を持つこと及び魅力の発見に努めます。

(さがみはらファンの役割)

第7条 さがみはらファンは、自らが思う相模原市の魅力の発信に努めます。

(計画)

第8条 市長は、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高める取組を効果的かつ計画的に推進するための計画を定めます。

(協力)

第9条 さがみはらファン及び市は、互いに協力し、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めることに努めます。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

提案の理由

相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高める取組を行うことについて所要の定めをいたしたく提案するものである。

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
(相模原市住居表示に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市住居表示に関する条例(昭和 39 年相模原市条例第 27 号)の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「および」を「及び」に改める。

第 2 条中「あらたに」を「新たに」に、「または」を「又は」に、「および」
を「及び」に改める。

第 3 条第 1 項中「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第 2 項中「または」を
「又は」に改め、同条第 3 項中「第 1 項の」及び「前項の」の次に「規定によ
る」を加え、「または」を「又は」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条
第 4 項中「または」を「又は」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第 4 条第 1 項中「または」を「又は」に、「次の各号の」を「次に」に改め、
同条第 2 項を削る。

第 5 条中「に定めるもののほか、住居の表示に関し」を「の施行について」に、
「市長が別に」を「規則で」に改める。

別記様式を削る。

(相模原市財政状況公表条例の一部改正)

第 2 条 相模原市財政状況公表条例(昭和 39 年相模原市条例第 35 号)の一部を次
のように改正する。

第 2 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、これらの日が相模原市の休日を定める条例(平成元年相模原市条例
第 4 号)第 1 条第 1 項に規定する相模原市の休日に当たるときは、その直前の

相模原市の休日でない日とする。

(相模原市立ふれあい広場条例の一部改正)

第 3 条 相模原市立ふれあい広場条例(昭和 6 3 年相模原市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表相模原市立相模大野ふれあい広場の項中「相模原市南区相模大野 5 丁目 4 1 0 8 番 1 」を「相模原市南区相模大野 5 丁目 4 1 0 8 番 1 2 」に改める。

(相模原市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正)

第 4 条 相模原市路上喫煙の防止に関する条例(平成 2 4 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

(証明書の携帯等)

第 1 3 条 第 1 0 条第 1 項の規定による指導、同条第 2 項の規定による命令、前条の規定による過料の処分及び徴収に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中相模原市住居表示に関する条例第 4 条第 2 項を削る改正規定及び同条例別記様式を削る改正規定並びに第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例の見直しに伴う適時性を確保するための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 15 号関係資料

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市住居表示に関する条例の一部改正(第1条関係)

住居番号の表示の様式に係る規定を削除し、規則で定めることとするもの

(2) 相模原市財政状況公表条例の一部改正(第2条関係)

財政状況の公表日が相模原市の休日に当たる場合に、その直前の相模原市の休日でない日を公表日とする規定を追加するもの

(3) 相模原市立ふれあい広場条例の一部改正(第3条関係)

相模原市立相模大野ふれあい広場の位置に係る規定を整理するもの

(4) 相模原市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正(第4条関係)

これまで規則で定めていた身分証明書の携帯及び提示に係る規定を追加するもの

2 施行期日

公布の日。ただし1(1)及び(4)に係る規定は、令和3年4月1日

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例
相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を
次のように改正する。

別表第 5 消防職給料表の部 8 級の項基準となる職務の欄中「副消防局長」を「部長」に改め、同項職制上の段階の欄中「副消防局長級」を「部長級」に改め、同表医療職給料表の部 4 級の項基準となる職務の欄中「保健所長」を「部長」に改め、同項職制上の段階の欄中「保健所長級」を「部長級」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

消防職給料表における 8 級の職務の級の基準となる職務及び職制上の段階に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例について
相模原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例

相模原市介護保険条例(平成 12 年相模原市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 1 号中「34, 800 円」を「36, 000 円」に改め、同項第 2 号中「41, 800 円」を「43, 200 円」に改め、同項第 3 号中「48, 700 円」を「50, 400 円」に改め、同項第 4 号中「55, 700 円」を「57, 600 円」に改め、同項第 5 号中「69, 600 円」を「72, 000 円」に改め、同項第 6 号中「76, 600 円」を「79, 200 円」に改め、同号ア中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第 7 号中「87, 000 円」を「90, 000 円」に改め、同号ア中「2, 000, 000 円」を「2, 100, 000 円」に改め、同項第 8 号中「104, 400 円」を「108, 000 円」に改め、同号ア中「2, 000, 000 円以上 3, 000, 000 円未満」を「2, 100, 000 円以上 3, 200, 000 円未満」に改め、同項第 9 号中「118, 300 円」を「122, 400 円」に改め、同号ア中「3, 000, 000 円」を「3, 200, 000 円」に改め、同項第 10 号中「139, 200 円」を「144, 000 円」に改め、同項第 11 号中「160, 100 円」を「165, 600 円」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「20, 900 円」を「21, 600 円」に改め、同条第 3 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「20, 900 円」を「21, 600 円」に、

「３４，８００円」を「３６，０００円」に改める。

附則中第７条を第８条とし、第６条を第７条とし、第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（令和３年度から令和５年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第５条 第１号被保険者のうち、令和２年の合計所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得又は同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和３年度における保険料率の算定についての第８条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア及び第１０号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得及び同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第２８条第２項の規定によって計算した金額及び同法第３５条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額から１００，０００円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

２ 前項の規定は、令和４年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和３年」と読み替えるものとする。

３ 第１項の規定は、令和５年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和４年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の第８条及び附則第５条の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案の理由

令和３年度から令和５年度までの第１号被保険者の保険料率の区分の変更及び保険料率の改定並びに保険料率の算定に関する基準の特例に係る規定の追加をい

たしたく提案するものである。

相模原市介護保険条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 第 1 号被保険者の保険料率の区分の変更及び保険料率の改定(第 8 条関係)

ア 第 1 号被保険者の保険料率の区分を変更し、及び保険料率を改定するもの

区分		保険料率	
		現行	改定後
		令和 2 年度	令和 3 年度 から令和 5 年度まで
1	生活保護受給者等	34,800 円 (20,900 円)	36,000 円 (21,600 円)
	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税 非課税の者等		
	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的 年金等の収入金額及び合計所得金額から 当該収入金額に係る所得金額を控除して 得た額の合計額が 80 万円以下である者 等		
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的 年金等の収入金額及び合計所得金額から 当該収入金額に係る所得金額を控除して 得た額の合計額が 80 万円を超え 120 万円以下である者等	41,800 円 (34,800 円)	43,200 円 (36,000 円)
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的 年金等の収入金額及び合計所得金額から 当該収入金額に係る所得金額を控除して 得た額の合計額が 120 万円を超える者 等	48,700 円	50,400 円

4	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税者で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額から当該収入金額に係る所得金額を控除して得た額の合計額が80万円以下である者等	55,700 円	57,600 円
5	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税者で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額から当該収入金額に係る所得金額を控除して得た額の合計額が80万円を超える者等	69,600 円	72,000 円
6	市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満である者等	76,600 円	79,200 円
7	市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満(現行は、120万円以上200万円未満)である者等	87,000 円	90,000 円
8	市民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満(現行は、200万円以上300万円未満)である者等	104,400 円	108,000 円
9	市民税課税者で、合計所得金額が320万円以上500万円未満(現行は、300万円以上500万円未満)である者等	118,300 円	122,400 円
10	市民税課税者で、合計所得金額が500万円以上1,000万円未満である者等	139,200 円	144,000 円
11	市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上である者	160,100 円	165,600 円

備考 1及び2の区分の保険料率は、低所得者の負担軽減措置として保険料の減額賦課を行うため、括弧内の額を適用

イ 保険料率の区分の判定基準となる合計所得金額における長期譲渡所得の額について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定による低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の適用を受ける場合にあっては、当該控除後の額とするもの

(2) 保険料率の算定に関する基準の特例に係る規定の追加(附則第5条関係)

令和3年度から令和5年度までの間、1(1)アの表における6から10までの区分に係る第1号被保険者の保険料率の算定基準となる合計所得金額について、給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合は、その者の合計所得金額から10万円を控除して得た額とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市国民健康保険財政調整基金条例について
相模原市国民健康保険財政調整基金条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市国民健康保険財政調整基金条例

(設置)

第 1 条 国民健康保険事業(以下「事業」という。)における財政の安定に資するため、相模原市国民健康保険財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定める額
- (2) 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算上剰余金が生じた場合において、当該剰余金の額の範囲内で市長が定める額
- (3) 基金の運用から生ずる収益

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第 4 条 基金は、事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金への編入)

第 5 条 第 2 条第 2 号に規定する剰余金は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条の 2 ただし書の規定により、翌年度に繰り越さないで基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案の理由

国民健康保険事業における財政の安定に資するため、基金の設置その他所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

相模原市国民健康保険条例(昭和 34 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 号中「同法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額」を「430,000 円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が 2 以上の場合にあつては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「同法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額」を「430,000 円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金

額)」に改める。

第28条の2第1項中「(昭和40年法律第33号)」を削り、「中「総所得金額」の次に「及び」を、「第3号において同じ。)」の次に「及び」と、「同法」とあるのは「地方税法」を加える。

附則第3条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第4条中「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「、「地方税法」を「地方税法」に、「15万円」を「150,000円」に改め、「する。)」の次に「及び」と、同条第1号中「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」を加える。

附則第10条及び第11条中「第28条中」を「同法」とあるのは「地方税法」と、第28条中」に、「とする」を「と、同条第1号中「同法」とあるのは「地方税法」とする」に改める。

附則中第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(令和2年度の国民健康保険税の減額に係る特例)

第14条 令和3年1月1日から同年3月31日までの間における第28条の規定の適用については、次に定めるところによる。

- (1) 第28条第1号に掲げる納税義務者は、地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額(以下この条において「総所得金額等合算額」という。)が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者とする。
- (2) 第28条第2号に掲げる納税義務者は、総所得金額等合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)とする。
- (3) 第28条第3号に掲げる納税義務者は、総所得金額等合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第13条の次に1

条を加える改正規定は、公布の日から施行し、同年１月１日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市国民健康保険条例の規定(附則第１４条の規定を除く。)は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和２年政令第２６４号)による地方税法施行令(昭和２５年政令第２４５号)の改正に伴う国民健康保険税の減額に係る規定の改正、所得税法等の一部を改正する法律(令和２年法律第８号)による租税特別措置法(昭和３２年法律第２６号)の改正に伴う長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市国民健康保険条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 国民健康保険税の減額に係る規定の改正(第 28 条及び附則第 4 条関係)

ア 国民健康保険税の課税額のうち被保険者均等割額及び世帯別平等割額が減額となる納税義務者に係る世帯の所得に係る規定を改正するもの

区分	現行	改正後
7 割減額となる納税義務者に係る世帯	納税義務者及びその世帯に属する被保険者等の総所得金額及び山林所得金額の合算額(以下「合算所得金額」という。)が 33 万円を超えない世帯	合算所得金額が 43 万円(給与所得控除及び公的年金等控除を受けた者(以下「給与所得者等」という。))が 2 人以上の世帯にあつては、43 万円に給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た額(以下「給与所得者等加算額」という。)を加算した額)を超えない世帯
5 割減額となる納税義務者に係る世帯	合算所得金額が 33 万円に被保険者等 1 人につき 28 万 5,000 円を加算した額を超えない世帯	合算所得金額が 43 万円(給与所得者等が 2 人以上の世帯にあつては、43 万円に給与所得者等加算額を加算した額)に被保険者等 1 人につき 28 万 5,000 円を加算した額を超えない世帯

2 割減額となる納税義務者に係る世帯	合算所得金額が 3 3 万円に被保険者等 1 人につき 5 2 万円を加算した額を超えない世帯	合算所得金額が 4 3 万円(給与所得者等が 2 人以上の世帯にあっては、4 3 万円に給与所得者等加算額を加算した額)に被保険者等 1 人につき 5 2 万円を加算した額を超えない世帯
--------------------	---	---

イ 公的年金等控除を受けた者に対する国民健康保険税の減額の基準において、6 5 歳以上の者については、当該公的年金等の収入額が 1 2 5 万円を超える者を給与所得者等の数とするもの

(2) 長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に係る規定の改正(附則第 3 条関係)

国民健康保険税の基礎課税額に係る長期譲渡所得の額について、租税特別措置法(昭和 3 2 年法律第 2 6 号)の規定による低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の適用を受ける場合にあっては、当該控除後の額とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日。ただし、令和 2 年度の国民健康保険税の減額に係る特例に係る規定は、公布の日に施行し、同年 1 月 1 日から適用

(2) 経過措置

1 に係る規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとするもの

相模原市小規模特定給食施設等の栄養の改善に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市小規模特定給食施設等の栄養の改善に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市小規模特定給食施設等の栄養の改善に関する条例の一部を改正する条例

相模原市小規模特定給食施設等の栄養の改善に関する条例(平成 1 5 年相模原市条例第 2 7 号)の一部を次のように改正する。

題名中「小規模特定給食施設等」を「小規模特定給食施設」に改める。

第 1 条中「施設(」の次に「施設外から提供を受けた食事を供給する施設を含み、」を加え、「いう。)等」を「いう。)」に改め、「求め、」の次に「同法第 1 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づく」を加える。

第 3 条中「特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設(特定給食施設を除く。以下「給食施設」という。)及び特定かつ多数の者に対して施設外から提供を受けた食事を継続的に供給する病院、児童福祉施設その他規則で定める施設」を「小規模特定給食施設」に、「管理者から」を「管理者に対し、その業務に関し」に改める。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

小規模特定給食施設の対象範囲の見直しに伴い、当該施設の定義に係る規定の改正並びに指導及び助言に係る規定の削除をいたしたく提案するものである。

議案第 20 号関係資料

相模原市小規模特定給食施設等の栄養の改善に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 小規模特定給食施設の定義に係る規定の改正(第 1 条関係)

特定かつ多数の者に対して継続的に 1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上の食事を供給する施設(健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に規定する特定給食施設を除く。)である小規模特定給食施設について、施設外から提供を受けた食事を供給する施設を含めることとするもの

(2) 指導及び助言に係る規定の削除(第 4 条関係)

施設外から提供を受けた食事を供給する小規模特定給食施設に対する栄養管理の実施に関する指導及び助言について、健康増進法に基づき行うこととするため、当該指導及び助言に係る規定を削除するもの

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例
相模原市立環境情報センター条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 2 6 号)の一部を
次のように改正する。

第 2 1 条中「環境の保全及び創造を図ることを目的として設立された市内に活動
の本拠となる事務所を有する」を削る。

第 2 4 条第 1 項中「第 2 1 条に規定する」を「法人その他の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 2 1 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後の相模原市立環境情報セン
ターの管理について適用し、同日前の相模原市立環境情報センターの管理につい
ては、なお従前の例による。

提案の理由

相模原市立環境情報センターの管理を指定管理者として行わせるものに係る規
定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市営霊園条例の一部を改正する条例について
相模原市営霊園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市営霊園条例の一部を改正する条例
相模原市営霊園条例(平成 2 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。
第 1 条中「設置、管理等」を「設置及び管理」に改める。
第 3 条第 2 号中「備える施設」を「備えた別表第 2 に掲げる慰霊碑型合葬式墓所及び樹林型合葬式墓所」に改める。
第 25 条第 6 項中「4 月」を「6 月末日まで」に改める。
第 27 条第 3 項中「き損」を「毀損」に改める。
第 30 条第 1 項中「次に」を「別表第 2 に」に改め、同項各号を削る。
第 43 条第 2 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。
別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 3 条及び第 30 条関係)

種 別	墓 所 使 用 料	
	単 位	金 額
慰霊碑型合葬式墓所	1 体用	90,000 円
	2 体用	180,000 円
樹林型合葬式墓所	1 体用	92,000 円
	2 体用	184,000 円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条、第 25 条第 6 項及び第 27 条第 3 項の改正規定 令和 3 年 4 月 1 日

(2) 次項の規定 令和3年9月1日

(準備行為)

- 2 改正後の相模原市営霊園条例の規定による樹林型合葬式墓所の使用の許可の申込みの受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

樹林型合葬式墓所の設置に伴う墓所の種別に係る規定及び合葬式墓所使用料に係る規定の改正並びに管理料の納付時期の見直しに伴う管理料に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市営霊園条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 樹林型合葬式墓所の設置に伴う規定の改正(第3条、第30条及び別表第2関係)

ア 墓所の種別に係る規定の改正

合葬式墓所について、従来の合葬式墓所を慰霊碑型合葬式墓所とし、樹林型合葬式墓所を加えるもの

イ 合葬式墓所使用料に係る規定の改正

樹林型合葬式墓所の墓所使用料について、1体用を92,000円、2体用を184,000円とするもの

(2) 管理料に係る規定の改正(第25条関係)

一般墓所の管理料の納付時期について、毎年4月としていたものを毎年6月末日までとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年12月1日。ただし、次のア及びイに掲げる規定は、当該ア及びイに定める日

ア 1(2)に係る規定 令和3年4月1日

イ 2(2)に係る規定 令和3年9月1日

(2) 準備行為

改正後の条例の規定による樹林型合葬式墓所の使用の許可の申込みの受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとするもの

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 4 年相模原
市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

43	西橋本一丁目地区 地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された 相模原都市計画西橋本一丁目地区地区計画において 地区整備計画が定められている区域
----	----------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

43 西橋本一丁目地区地区整備計画区域

計 画 地 区		西橋本一丁目地区
		(1) 法別表第 2 (る) 項第 1 号に掲げる建築物 (2) 法別表第 2 (わ) 項第 7 号及び第 8 号に掲げる 建築物 (3) 法別表第 2 (に) 項第 6 号に掲げる建築物 (4) 法別表第 2 (ほ) 項第 3 号に掲げる建築物 (5) 政令第 130 条の 9 第 1 項の表準工業地域の 欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処 理に供する建築物 (6) 火葬場又はと畜場

(1)	建築してはならない建築物	(7) 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定するものをいう。以下この(7)において同じ。)の再生又は処分に供する建築物(最終処分に供する建築物以外の建築物で、当該建築物又はこれと同一の敷地に存する他の建築物から排出される廃棄物のみをその排出者が自ら再生又は処分に供するものを除く。) (8) 展示場又は遊技場 (9) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (10) 遺体を保管する事業の用に供する倉庫(葬儀を行うことを主たる目的とした集会場その他これに類するものに附属するものを除く。) (11) 薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行う工場(葬儀を行うことを主たる目的とした集会場その他これに類するものに附属するものを除く。) (12) 相模原市ペット霊園の設置等に伴う生活環境の保全に関する条例(平成21年相模原市条例第28号)第2条第2号に規定するペット霊園の用に供する建築物 (13) 相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成14年相模原市条例第49号)第11条第2号に規定する管理事務所 (14) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第6項に規定する納骨堂
(2)	建築物の容積率の最高限度	
(3)	建築物の建蔽率の最高限度	

(4)	建築物の敷地面積の最低限度			
(5)	壁面の位置の制限	(ア)	距離	道路境界線及び隣地境界線までの場合にあつては、0.5メートル
		(イ)	適用除外の建築物	物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3メートル以下で、かつ、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
(6)	建築物の高さの最高限度			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保するため、西橋本一丁目地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限について所要の定めをいたしたく提案するものである。

案 内 図



相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 1 号の表 4 2 の項中(5)を(6)とし、(2)から(4)までを(3)から(5)までとし、同項(1)中「 3 0 0 平方メートル」を「 1 , 0 0 0 平方メートル」に改め、同項中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上、 1 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 2 6 , 0 0 0 円

別表第 4 第 1 号の表 4 4 の項中「(5)」を「(6)」に改める。

別表第 4 第 3 号の表 1 の項(3)イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(3)イ(イ)中「 3 0 0 平方メートル」を「 1 , 0 0 0 平方メートル」に改め、同項(3)イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え、 1 , 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 4 0 , 0 0 0 円(共用部分に係る計算を要しない場合又は適合証の場合は、 1 7 , 0 0 0 円)

別表第 4 第 3 号の表 1 の項(3)ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(3)ウ(イ)中「 3 0 0 平方メートル」を「 1 , 0 0 0 平方メートル」に改め、同項(3)ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え、 1 , 0 0 0 平方メートル以内のもの 3 0 0 , 0 0 0 円(適合証の場合は、 1 7 , 0 0 0 円)

別表第 4 第 3 号の表 3 の項(3)イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(3)イ(イ)中「 3 0 0 平方メートル」を「 1 , 0 0 0 平方メ

ートル」に改め、同項(3)イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 70,000円(共用部分に係る計算を要しない場合又は適合証の場合は、8,500円)

別表第4第3号の表3の項(3)ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(3)ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(3)ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 150,000円(適合証の場合は、8,500円)

別表第4第6号の表1の項(1)ア中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同項(1)ア(ア)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(1)ア中(ア)を(イ)とし、その前に次のように加える。

(ア)床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 290,000円

別表第4第6号の表1の項(1)イ中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同項(1)イ(ア)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(1)イ中(ア)を(イ)とし、その前に次のように加える。

(ア)床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 110,000円

別表第4第6号の表1の項(2)ア中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同項(2)ア(ア)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(2)ア中(ア)を(イ)とし、その前に次のように加える。

(ア)床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 31,000円

別表第4第6号の表1の項(2)イ中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同項(2)イ(ア)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(2)イ中(ア)を(イ)とし、その前に次のように加える。

(ア)床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 26,000円

別表第4第6号の表2の項(1)ア中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同項(1)ア(ア)中「300平方メートル」を「1,000平方メ

ートル」に改め、同項(1)ア中(ア)を(イ)とし、その前に次のように加える。

(ア)床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満
のもの 145,000円

別表第4第6号の表2の項(1)イ中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同項(1)イ(ア)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(1)イ中(ア)を(イ)とし、その前に次のように加える。

(ア)床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満
のもの 55,000円

別表第4第6号の表2の項(2)ア中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同項(2)ア(ア)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(2)ア中(ア)を(イ)とし、その前に次のように加える。

(ア)床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満
のもの 15,500円

別表第4第6号の表2の項(2)イ中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同項(2)イ(ア)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(2)イ中(ア)を(イ)とし、その前に次のように加える。

(ア)床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満
のもの 13,000円

別表第4第6号の表3の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項(2)イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(2)イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(2)イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満
のもの 290,000円(適合証等の場合は、16,000円)

別表第4第6号の表3の項(2)ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(2)ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(2)ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満
のもの 110,000円(適合証等の場合は、16,000円)

別表第4第6号の表4の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第

第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第29条第3項の」を「第34条第3項の」に改め、同表5の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表6の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項(2)イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(2)イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(2)イ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 145,000円(適合証等の場合は、8,000円)

別表第4第6号の表6の項(2)ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(2)ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(2)ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 55,000円(適合証等の場合は、8,000円)

別表第4第6号の表7の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同表8の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表9の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項(1)ア中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項(3)ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(3)ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(3)ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 290,000円(適合証等の場合は、16,000円)

別表第4第6号の表9の項(3)エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同項(3)エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項(3)エ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 110,000円(適合証等の場合は、16,000円)

別表第4第6号の表備考(1)及び(2)中「に係る増築」を「の増築」に改め、同表備考(3)中「平成28年4月1日において現に存する建築物に係る」を「建築物

の」に、「行う」を「受けようとする」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第 4 号)による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)の改正に伴う建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく事務に係る手数料の規定、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)に基づく事務に係る手数料の規定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料の規定の改正並びに同法の条項を引用する規定の整理その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 2 4 号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第 4 第 1 号の表関係)

1 棟の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物に関する完了の検査の申請又は完了の通知に対する検査の事務に係る手数料のうち、当該建築物の床面積の区分に応じて定める金額について、床面積が 3 0 0 平方メートル以上、1 , 0 0 0 平方メートル未満のものの金額を改定するもの

現行	改定後
38,000 円	26,000 円

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 2 4 年法律第 8 4 号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第 4 第 3 号の表関係)

1 棟の建築物に係る低炭素建築物新築等計画の認定又は変更の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料のうち、当該申請に係る共用部分(共同住宅等の住宅部分に居住する者が共用する廊下、管理人室、集会室等の住宅部分以外の部分をいう。以下同じ。)又は非住宅部分(建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。)の床面積の区分に応じて定める金額について、床面積が 3 0 0 平方メートルを超え、1 , 0 0 0 平方メートル以内のものの金額を改定するもの

ア 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料における共用部分又は非住宅部分に係る金額

区分	現行	改定後
共用部分	180,000 円 (27,000 円)	140,000 円 (17,000 円)
非住宅部分	380,000 円 (27,000 円)	300,000 円 (17,000 円)

備考

1 共用部分の括弧内の金額は、共同住宅等全体の一次エネルギー消費

量の算出に当たって共用部分に係る計算を要しない場合又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による適合証を添付している場合の金額

2 非住宅部分の括弧内の金額は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による適合証を添付している場合の金額

イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査の事務に係る手数料における共用部分又は非住宅部分に係る金額

区分	現行	改定後
共用部分	90,000 円 (13,500 円)	70,000 円 (8,500 円)
非住宅部分	190,000 円 (13,500 円)	150,000 円 (8,500 円)

備考

1 共用部分の括弧内の金額は、共同住宅等全体の一次エネルギー消費量の算出に当たって共用部分に係る計算を要しない場合又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による適合証を添付している場合の金額

2 非住宅部分の括弧内の金額は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による適合証を添付している場合の金額

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第4第6号の表関係)

ア 1棟の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画若しくは変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出若しくは通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定又は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは変更の認定若しくは建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料のうち、当該判定に係る建築物の床面積又は当該申請に係る非住宅部分の床面積の区分に応じて定める金額について、床面積が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のものの金額を改定するもの

(ア) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務に係る手数料

a 建築物の用途が工場等以外の場合

区分	現行	改定後
評価方法がモデル 建物法以外の場合	370,000 円	290,000 円
評価方法がモデル 建物法の場合	150,000 円	110,000 円

b 建築物の用途が工場等の場合

区分	現行	改定後
評価方法がモデル 建物法以外の場合	43,000 円	31,000 円
評価方法がモデル 建物法の場合	38,000 円	26,000 円

(イ) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料

a 建築物の用途が工場等以外の場合

区分	現行	改定後
評価方法がモデル 建物法以外の場合	185,000 円	145,000 円
評価方法がモデル 建物法の場合	75,000 円	55,000 円

b 建築物の用途が工場等の場合

区分	現行	改定後
評価方法がモデル 建物法以外の場合	21,500 円	15,500 円
評価方法がモデル 建物法の場合	19,000 円	13,000 円

(ウ) 建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されているものを除く。)の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料における非住宅部分に係る金額

区分	現行	改定後
評価方法がモデル	370,000 円	290,000 円

建物法以外の場合	(27,000 円)	(16,000 円)
評価方法がモデル 建物法の場合	150,000 円 (27,000 円)	110,000 円 (16,000 円)

備考 括弧内の金額は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による適合証等を添付している場合の金額

(エ) 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されているものの変更又は同項各号に掲げる事項が記載されることとなる変更を除く。)の申請に対する審査の事務に係る手数料における非住宅部分に係る金額

区分	現行	改定後
評価方法がモデル 建物法以外の場合	185,000 円 (13,500 円)	145,000 円 (8,000 円)
評価方法がモデル 建物法の場合	75,000 円 (13,500 円)	55,000 円 (8,000 円)

備考 括弧内の金額は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による適合証等を添付している場合の金額

(オ) 建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に対する審査の事務に係る手数料における非住宅部分に係る金額

区分	現行	改定後
評価方法がモデル 建物法以外の場合	370,000 円 (27,000 円)	290,000 円 (16,000 円)
評価方法がモデル 建物法の場合	150,000 円 (27,000 円)	110,000 円 (16,000 円)

備考 括弧内の金額は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による適合証等を添付している場合の金額

モデル建物法 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号口の基準による評価方法

イ 建築物の増築又は改築に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の場合において、既存部分の設計一次エネルギー消費量を一定のものであるとみな

して建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を受けようとするときに当該既存部分を除いた床面積で算定する建築物について、平成 28 年 4 月 1 日において現に存する建築物としているものを当該判定を受けようとする際現に存する建築物とするもの

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

相模原市下水道事業の設置等に関する条例及び相模原市簡易水道事業の
設置等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市下水道事業の設置等に関する条例及び相模原市簡易水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 相模原市下水道事業の設置等に関する条例及び相模原市簡易水道事業の
設置等に関する条例の一部を改正する条例
(相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 第 1 条 相模原市下水道事業の設置等に関する条例(平成 24 年相模原市条例第
91 号)の一部を次のように改正する。
- 第 9 条を第 11 条とし、第 5 条から第 8 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 4 条の
次に次の 2 条を加える。
- (利益の処分等)
- 第 5 条 法第 32 条第 1 項の規定により毎事業年度生じた利益をもって前事業年
度から繰り越した欠損金を埋め、なお利益に残額があるときは、減債積立金、
建設改良積立金又は利益積立金として積み立てることができる。
- 2 前項に規定する積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目に応じ、当該各号
に定める目的のために積み立てるものとし、議会の議決を経た場合を除き、そ
の目的以外の用途には使用することができない。
- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的
- (3) 利益積立金 欠損金を埋める目的
- 3 減債積立金を使用して企業債を償還した場合又は建設改良積立金を使用して
建設改良工事を行った場合は、その使用した減債積立金又は建設改良積立金の
額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

(欠損の処理)

第6条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金を埋め、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもって埋めるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。

(相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和元年相模原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第9条を第11条とし、第5条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の2条を加える。

(利益の処分等)

第5条 法第32条第1項の規定により毎事業年度生じた利益をもって前事業年度から繰り越した欠損金を埋め、なお利益に残額があるときは、減債積立金、建設改良積立金又は利益積立金として積み立てることができる。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目に応じ、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、議会の議決を経た場合を除き、その目的以外の用途には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

(3) 利益積立金 欠損金を埋める目的

3 減債積立金を使用して企業債を償還した場合又は建設改良積立金を使用して建設改良工事を行った場合は、その使用した減債積立金又は建設改良積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

(欠損の処理)

第6条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金を埋め、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもって埋めるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。

附 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案の理由

相模原市下水道事業及び相模原市簡易水道事業について、利益の処分等に係る規定及び欠損の処理に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

議案第 25 号関係資料

相模原市下水道事業の設置等に関する条例及び相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 利益の処分等に係る規定の追加(第1条及び第2条関係)

ア 毎事業年度生じた利益をもって前事業年度から繰り越した欠損金を埋め、なお利益に残額があるときは、次に掲げる積立金の科目に応じて定めた目的のために積み立てることができることとし、その積立金は、議会の議決を経た場合を除き、その目的以外の用途には使用することができないこととするもの

(ア) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(イ) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

(ウ) 利益積立金 欠損金を埋める目的

イ ア(ア)又は(イ)の積立金をその目的の用途に使用した場合は、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れることとするもの

(2) 欠損の処理に係る規定の追加(第1条及び第2条関係)

前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金を埋め、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもって埋めるものとし、それでもなお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すこととするもの

2 施行期日

令和3年4月1日

相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成 21 年相模原市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 23 条」を「第 24 条」に、「第 24 条—第 29 条」を「第 25 条—第 30 条」に、「第 30 条—第 37 条」を「第 31 条—第 38 条」に、「第 38 条・第 39 条」を「第 39 条・第 40 条」に改める。

第 1 条中「この条例は」の次に「、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか」を加え、「維持管理に関し」を「管理について」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同項第 2 号中「市長」を「市」に、「維持管理する」を「管理する」に改め、同項第 3 号中「事業所等」の次に「の用に供する建築物」を加え、同項第 4 号中「し尿及び雑排水(以下「し尿等」という。)」を「排水設備(污水)に、「排除する者」を「排除するために必要なものに限る。以下同じ。)」が設置されている建築物の占有者」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「使用者が」を「排水設備が設置されている建築物から」に、「排除したし尿等」を「排除された污水」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 3 条中「し尿等」を「污水」に改める。

第4条の見出し中「申請」の次に「等」を加え、同条第3項中「市設置型浄化槽」の次に「(公共浄化槽を除く。第6条及び第17条において同じ。)」を加え、同条第4項中「申請者は、」の次に「前項の」を加え、同条第5項中「申請者は、」の次に「第3項の」を加え、同条第6項中「前項の規定により工事計画を承認した」を「法第12条の5第3項の規定による同意又は前項の規定による承認をした」に改め、「当該工事計画に基づく」を削る。

第17条中「受益者」の次に「(第4条第5項の規定による承認をした申請者に限る。次項において同じ。)」を加える。

第39条を第40条とする。

第38条第2項第1号中「第34条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項第5号中「第23条第1項」を「第23条又は第24条第1項」に改め、同項第6号中「第26条第2項」を「第27条第2項」に改め、同項第7号中「第27条第2項」を「第28条第2項」に改め、同項第8号中「第32条第1項」を「第33条第1項」に改め、同項第9号中「第35条」を「第36条」に改め、同項第10号中「第36条第1項」を「第37条第1項」に改め、同条を第39条とする。

第6章中第37条を第38条とする。

第36条第1項中「排水設備」の次に「(汚水を公共浄化槽に排除するために必要なものを除く。)」を加え、同条を第37条とし、第33条から第35条までを1条ずつ繰り下げる。

第32条第1項中「届け出」を「届け出て」に改め、同条を第33条とし、第31条を第32条とする。

第30条の見出し中「維持管理費用」を「管理費用」に改め、同条第1項中「維持管理」を「管理」に改め、同条を第31条とする。

第5章中第29条を第30条とし、第25条から第28条までを1条ずつ繰り下げる。

第24条第1項中「から」の次に「法第12条の14第1項に規定する公共浄化槽の使用に係る料金その他の」を加え、「使用料」を「使用に係る料金(以下「使用料」という。)」に改め、同条を第25条とする。

第23条の見出し中「使用開始等」を「使用休止等」に改め、同条第1項中「開始し、」を削り、第4章中同条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(使用開始の届出)

第 2 3 条 使用者が市設置型浄化槽(公共浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律(令和元年法律第 4 0 号)附則第 2 条の規定により公共浄化槽とみなされるものを含む。)を除く。第 3 7 条第 1 項において同じ。)の使用を開始しようとするときは、当該使用者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。届出に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

別表第 2 中「第 2 4 条」を「第 2 5 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

浄化槽法の一部を改正する法律(令和元年法律第 4 0 号)による浄化槽法(昭和 5 8 年法律第 4 3 号)の改正に伴う高度処理型浄化槽に該当する公共浄化槽に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

高度処理型浄化槽に該当する公共浄化槽に係る規定の改正(第1条、第4条、第17条、第23条、第25条及び第37条関係)

浄化槽法(昭和58年法律第43号)において、公共浄化槽(市が指定する区域内に存する浄化槽のうち、同法の規定により設置された浄化槽であって、市が管理するもの等をいう。以下同じ。)が定義され、その設置及び管理に係る事項が定められたことに伴い、高度処理型浄化槽に該当する公共浄化槽に係る規定を改正するもの

- (1) 目的に係る規定を整理するもの
- (2) 市設置型浄化槽(市が設置し、及び管理する高度処理型浄化槽をいう。以下同じ。)の設置が可能であると市長が認めるときに、その設置に係る申請をした者に対して市の工事計画を示し、承認を求める市設置型浄化槽について、公共浄化槽をその対象から除くこととするもの
- (3) その設置を完了したときに、市長が工事計画を承認した者に対して設置完了の通知を行わなければならない市設置型浄化槽について、公共浄化槽をその対象から除くこととするもの
- (4) その設置工事の期間中又は設置工事の完了後速やかに排水設備を設置しなければならない市設置型浄化槽について、公共浄化槽をその対象から除くこととするもの
- (5) その使用を開始しようとするときに、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない市設置型浄化槽について、公共浄化槽をその対象から除くこととするもの
- (6) 市設置型浄化槽の使用料の徴収に係る規定を整理するもの
- (7) 市長が職員等に立入調査等をさせることができる対象となる市設置型浄化槽及び排水設備について、公共浄化槽及び公共浄化槽に汚水を排除するために必要な排水設備をその対象から除くこととするもの

2 施行期日

令和3年4月1日

相模原市体育館に関する条例等の一部を改正する条例について
相模原市体育館に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市体育館に関する条例等の一部を改正する条例
(相模原市体育館に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市体育館に関する条例(昭和 32 年相模原市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「設置し、相模原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がこれを管理する」を「設置する」に改める。

第 4 条から第 6 条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 7 条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 1 号中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「市長の」に改め、同条第 5 号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 8 条第 1 項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第 2 項及び第 3 項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 10 条、第 11 条、第 12 条ただし書、第 13 条第 2 項及び第 14 条から第 18 条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 19 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 20 条及び第 21 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 22 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第 2 条 附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

相模原市スポ	スポーツ基本法(平成 23 年法	15 人以内	2 年(補欠の
--------	------------------	--------	---------

スポーツ推進審議会	律第 7 8 号)第 3 1 条の規定に基づき、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するとともに、同法第 3 5 条の意見を答申すること。		委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
-----------	--	--	----------------------

別表教育委員会の部相模原市スポーツ推進審議会の項を削る。

(相模原市立総合体育館条例の一部改正)

第 3 条 相模原市立総合体育館条例(昭和 5 6 年相模原市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、管理等」を「及び管理」に改め、「定める」の次に「ものとする」を加える。

第 3 条から第 5 条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 6 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 3 項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 7 条及び第 8 条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 9 条各号列記以外の部分及び第 3 号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 4 号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 3 条ただし書、第 1 4 条第 2 項及び第 1 5 条から第 1 9 条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 2 0 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 2 1 条及び第 2 2 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 2 3 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(相模原市立総合水泳場条例の一部改正)

第 4 条 相模原市立総合水泳場条例(平成 8 年相模原市条例第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 6 条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 7 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 3 項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 8 条第 1 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 9 条及び第 10 条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 11 条各号列記以外の部分及び第 4 号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 5 号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 13 条、第 14 条、第 15 条ただし書、第 16 条第 2 項及び第 17 条から第 21 条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 22 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 23 条及び第 24 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 25 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部改正)

第 5 条 相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例(平成 17 年相模原市条例第 162 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例

第 1 条中「相模原市立グラウンド等体育施設」を「相模原市立グラウンド等スポーツ施設」に改める。

第 2 条中「相模原市立グラウンド等体育施設」を「相模原市立グラウンド等スポーツ施設」に、「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第 3 条第 1 項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 4 条中「体育施設」を「スポーツ施設」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第 5 条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第 6 条第 2 項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 7 条中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 8 条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 9 条各号列記以外の部分及び第 4 号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 5 号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 11 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 12 条及び第 13 条中「教育委員会」を「市長」に、「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第 14 条第 1 項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 15 条及び第 16 条中「体育施設」を「スポーツ施設」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第 17 条及び第 18 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 19 条第 1 項中「教育委員会」を「市長」に、「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 20 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 21 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 22 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 3 項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 23 条及び第 24 条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 25 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 26 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第 3 第 1 号の表備考中「教育委員会」を「市長」に改める。

(相模原市立相模原球場条例の一部改正)

第 6 条 相模原市立相模原球場条例(平成 20 年相模原市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 6 条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 7 条第 2 項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 8 条中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 9 条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 10 条各号列記以外の部分及び第 4 号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 5 号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 12 条、第 13 条、第 14 条ただし書、第 15 条第 2 項及び第 16 条から第 20 条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 21 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 22 条及び第 23 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 2 4 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(教育委員会がした処分等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第 1 条及び第 3 条から第 6 条までの規定による改正前の相模原市体育館に関する条例、相模原市立総合体育館条例、相模原市立総合水泳場条例、相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例又は相模原市立相模原球場条例の規定により教育委員会がした又はすべき処分、手続その他の行為は、第 1 条及び第 3 条から第 6 条までの規定による改正後の相模原市体育館に関する条例、相模原市立総合体育館条例、相模原市立総合水泳場条例、相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例又は相模原市立相模原球場条例の相当規定により市長がした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の附属機関の設置に関する条例(以下「改正前の附属機関条例」という。)に定める相模原市スポーツ推進審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第 2 条の規定による改正後の附属機関の設置に関する条例に定める相模原市スポーツ推進審議会の委員として市長に委嘱されたものとみなし、その任期は、改正前の附属機関条例による任期の残任期間とする。

提案の理由

相模原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(令和 2 年相模原市条例第 6 4 号)の制定に伴うスポーツに関する施設の管理に係る規定及び相模原市スポーツ推進審議会の属する執行機関に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 27 号関係資料

相模原市体育館に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) スポーツに関する施設の管理に係る規定の改正(第 1 条及び第 3 条から第 6 条まで関係)

相模原市体育館に関する条例、相模原市立総合体育館条例、相模原市立総合水泳場条例、相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例又は相模原市立相模原球場条例(以下「体育館条例等」という。)の規定により設置するスポーツに関する施設の管理について、市長が行うこととするもの

(2) 相模原市スポーツ推進審議会の属する執行機関に係る規定の改正(第 2 条関係)

相模原市スポーツ推進審議会について、市長の事務部局に属することとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

ア 令和 3 年 4 月 1 日前に改正前の体育館条例等の規定により教育委員会がした又はすべき処分、手続その他の行為は、改正後の体育館条例等の相当の規定により市長がした又はすべき処分、手続その他の行為とみなすこととするもの

イ 令和 3 年 4 月 1 日に改正前の附属機関の設置に関する条例(以下「附属機関条例」という。)に定める相模原市スポーツ推進審議会の委員である者は、同日に、改正後の附属機関条例に定める相模原市スポーツ推進審議会の委員として市長に委嘱されたものとみなし、その任期は、改正前の附属機関条例による任期の残任期間とすることとするもの

包括外部監査契約の締結について
次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 契約の目的
当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期
令和 3 年 4 月 1 日
- 3 契約金額
15,290,000 円を上限とする額
- 4 契約の相手方
住所 横浜市金沢区富岡東 6 丁目 1 番 13 号
氏名 高野 伊久男
資格 公認会計士

提案の理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 36 第 1 項の規定により提案するものである。

議案第 28 号関係資料

高野 伊久男 略歴

1 生年月日

昭和 28 年 12 月 12 日

2 公認会計士登録

昭和 56 年 8 月 19 日 登録番号 第 7146 号

3 学 歴

昭和 51 年 3 月 中央大学経済学部卒業

4 経 歴

昭和 52 年 11 月) 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)勤務
昭和 60 年 3 月)

昭和 60 年 3 月 高野伊久男公認会計士事務所開設(現在に至る。)

平成 14 年 4 月) 神奈川県道路公社監事
令和 2 年 3 月)

平成 15 年 4 月 横浜市住宅供給公社監事(現在に至る。)

平成 16 年 4 月) 東京地方税理士会横浜中央支部制度部長
平成 18 年 3 月)

平成 16 年 10 月 公益財団法人横浜企業経営支援財団監事(現在に至る。)

平成 18 年 1 月 税理士法人タカノ設立(現在に至る。)

平成 20 年 4 月) 東京地方税理士会横浜中央支部情報システム委員長
平成 22 年 3 月)

平成 20 年 7 月) 日本公認会計士協会東京会公益法人委員会・税務委員会
平成 26 年 3 月) 担当幹事

平成 24 年 4 月) 公益財団法人かながわトラストみどり財団監事
令和 元年 6 月)

平成 26 年 4 月) 日本公認会計士協会神奈川県会会長
平成 28 年 6 月)

平成 28 年 7 月) 日本公認会計士協会本部常務理事
令和 元年 7 月)

平成 3 1 年 4 月	相模原市包括外部監査人(現在に至る。)
令和 元 年 6 月	日本公認会計士協会神奈川県会監事(現在に至る。)
令和 元 年 7 月	東洋水産株式会社社外監査役(現在に至る。)

不動産の取得について((仮称)城山中央公園用地)
次のとおり、土地を取得する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 目的
(仮称)城山中央公園用地
- 2 所在、地番、地目及び地積
相模原市緑区川尻字小松 4 2 5 1 番ほか 3 2 筆
山林ほか
6 5, 2 7 2. 9 1 平方メートル
(内訳明細別表のとおり)
- 3 相手方
相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号
相模原市土地開発公社
理事長 天 野 秀 亮
- 4 取得価格
3 9 2, 8 3 6, 0 1 4 円

提案の理由

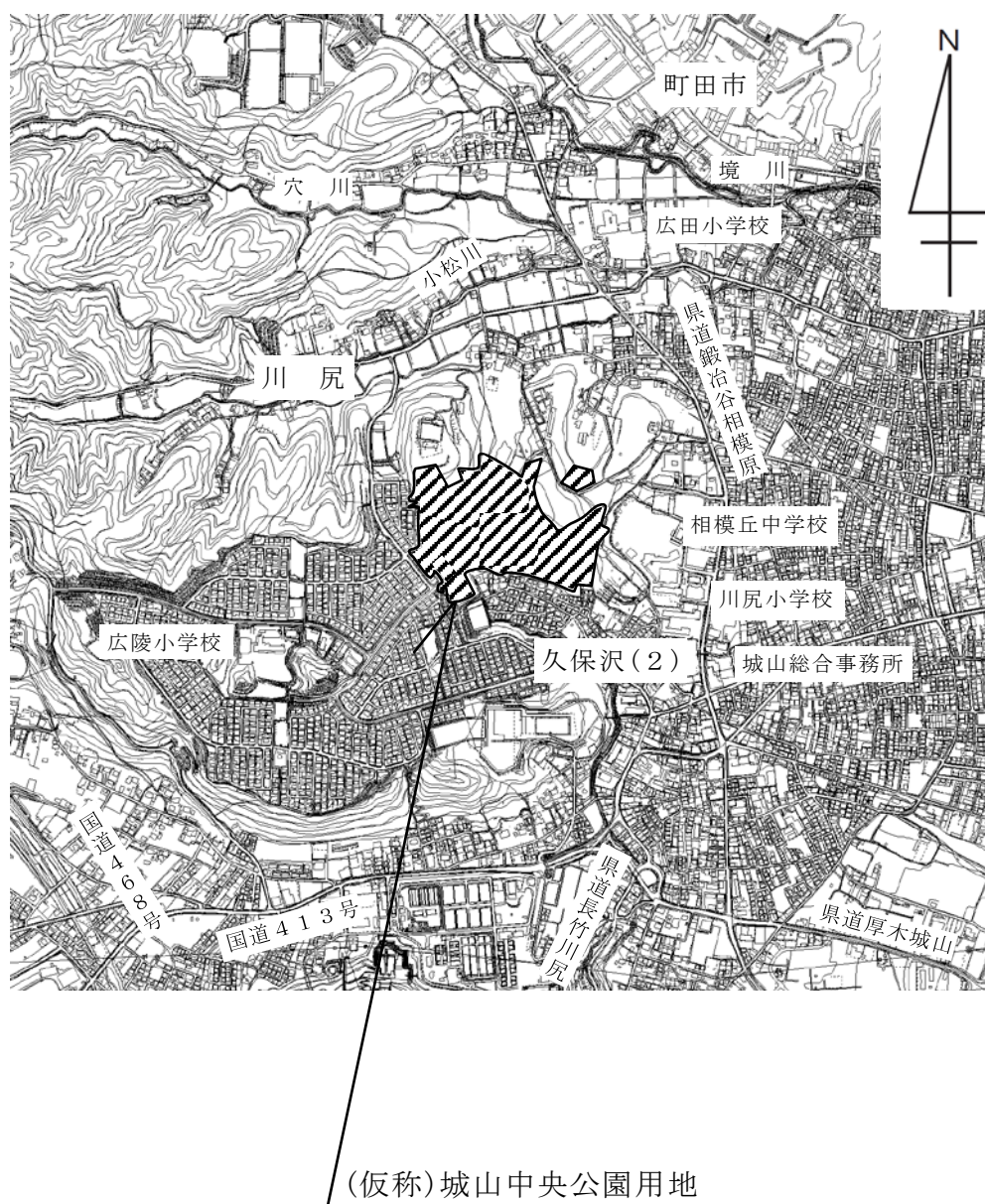
(仮称)城山中央公園用地として土地を取得いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年相模原市条例第 22 号)第 3 条の規定により提案するものである。

別表

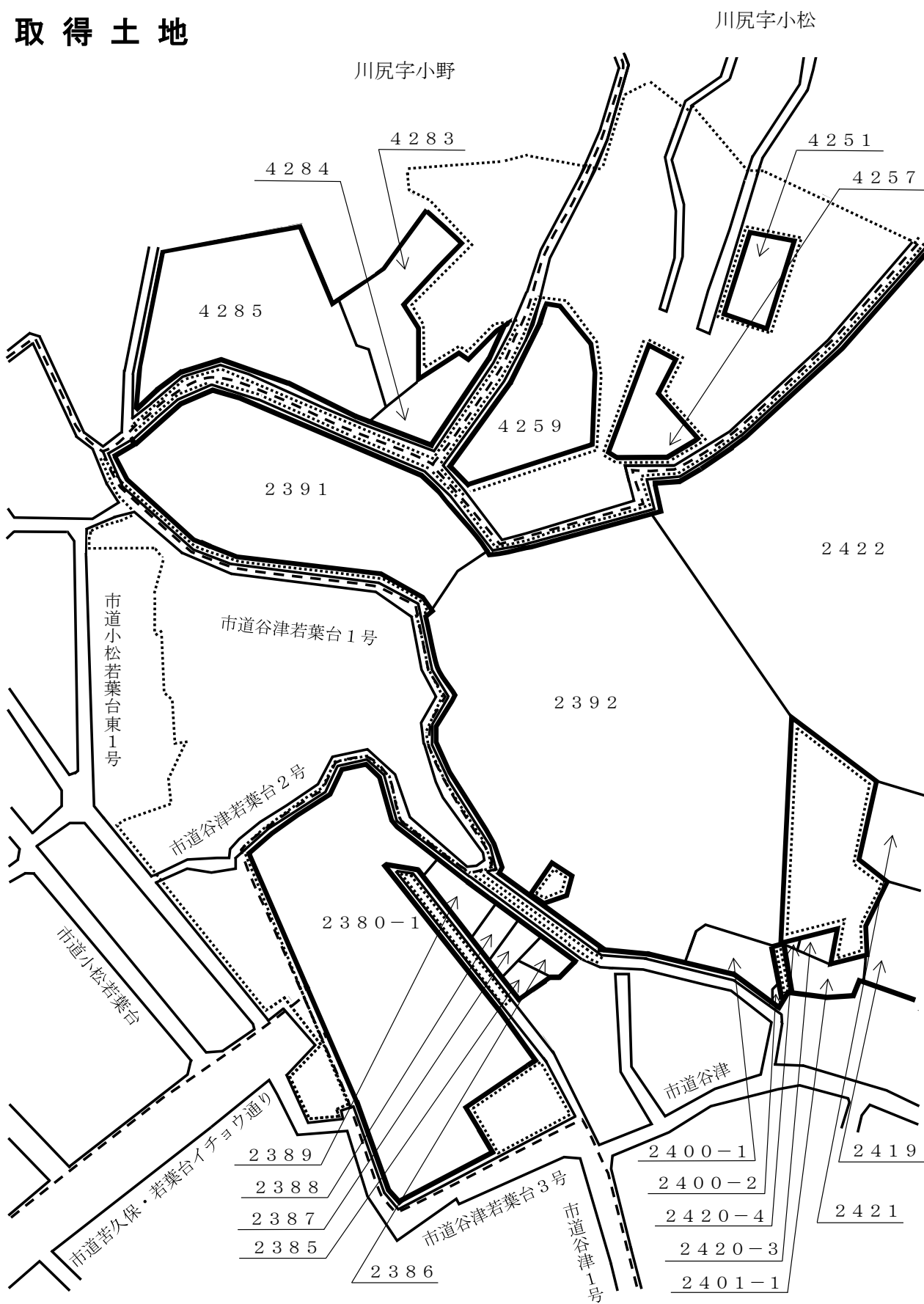
所 在	地 番	地 目	地 積 (平方メートル)
相模原市緑区川尻字小松	4 2 5 1 番	山林	4 2 4 . 3 1
	4 2 5 7 番	山林	6 0 6 . 4 7
	4 2 5 9 番	山林	1 , 6 0 2 . 4 1
相模原市緑区川尻字小野	4 2 8 3 番	山林	1 , 0 1 8 . 7 8
	4 2 8 4 番	山林	8 2 3 . 6 3
	4 2 8 5 番	山林	3 , 3 3 9 . 9 4
	2 1 1 5 番	山林	2 , 9 4 3 . 7 4
	2 1 1 6 番	山林	3 , 4 4 6 . 7 5
	2 3 8 0 番 1	山林	6 , 0 5 2 . 9 5
	2 3 8 5 番	山林	1 2 1 . 1 7
	2 3 8 6 番	山林	1 6 9 . 9 4
	2 3 8 7 番	山林	1 4 3 . 9 6
	2 3 8 8 番	山林	1 4 3 . 9 4
	2 3 8 9 番	山林	2 8 7 . 7 7
	2 3 9 1 番	山林	4 , 4 5 2 . 5 9
	2 3 9 2 番	山林	1 1 , 9 1 8 . 5 7
	2 4 0 0 番 1	山林	4 4 9 . 5 7
	2 4 0 0 番 2	山林	1 2 . 8 3

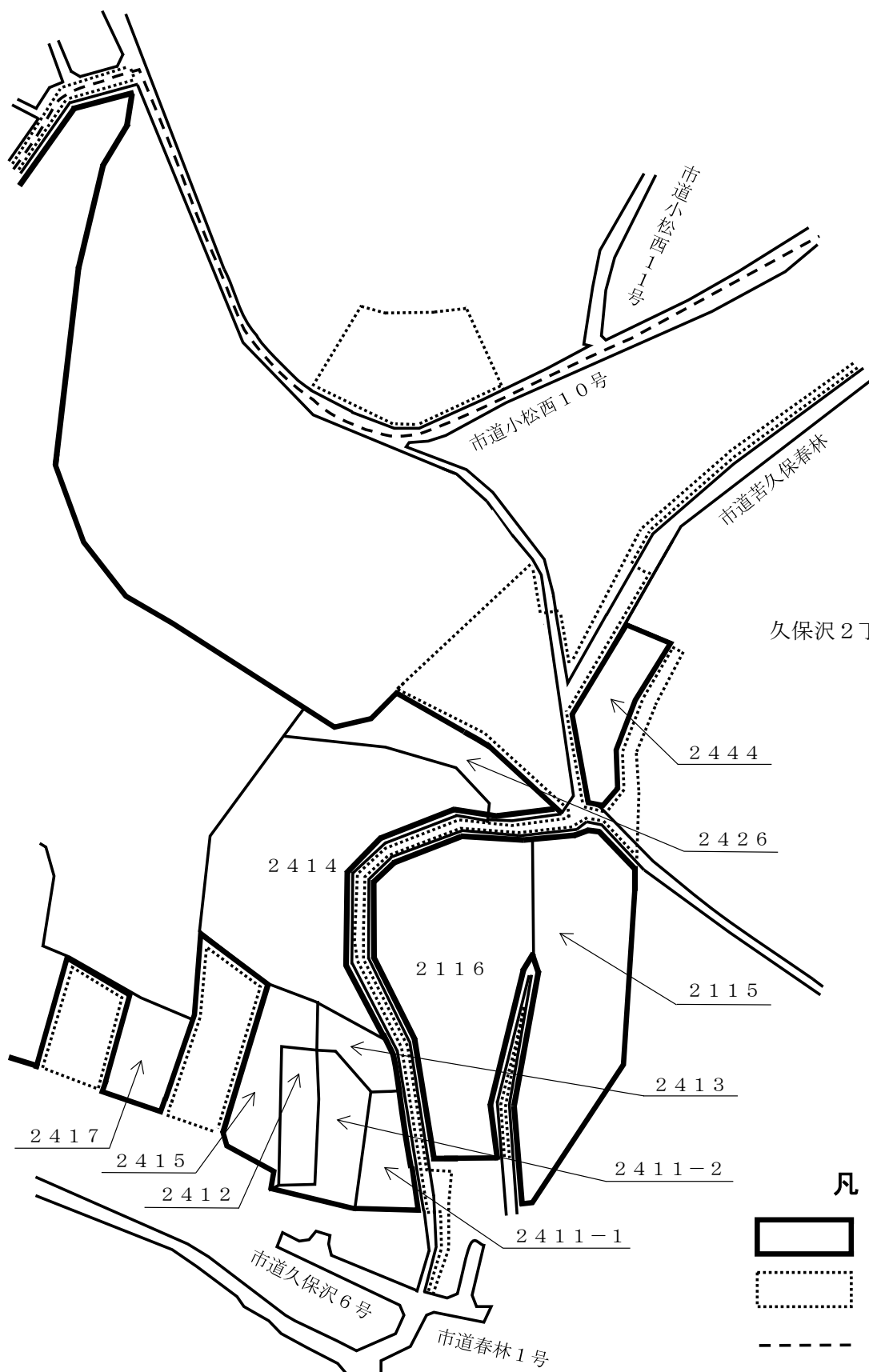
相模原市緑区久保沢二丁目	2 4 0 1 番 1	宅地	3 0 0 . 8 2
	2 4 1 1 番 1	山林	5 9 5 . 3 9
	2 4 1 1 番 2	山林	6 4 1 . 8 5
	2 4 1 2 番	山林	4 1 7 . 4 6
	2 4 1 3 番	山林	3 5 7 . 3 3
	2 4 1 4 番	山林	3 , 8 0 4 . 0 4
	2 4 1 5 番	山林	7 7 4 . 3 7
	2 4 1 7 番	山林	6 3 8 . 1 5
	2 4 1 9 番	宅地	6 7 1 . 4 9
	2 4 2 0 番 3	山林	8 8 . 0 0
	2 4 2 0 番 4	公衆用道路	0 . 4 0
	2 4 2 1 番	山林	6 7 5 . 9 2
	2 4 2 2 番	山林	1 6 , 7 5 5 . 0 6
	2 4 2 6 番	山林	8 4 7 . 7 6
	2 4 4 4 番	山林	7 4 5 . 5 5
合 計			6 5 , 2 7 2 . 9 1

案 内 図

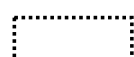


取得土地





凡 例

-  取得土地
-  取得済土地
-  町界・字界

損害賠償額の決定について
本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 損害賠償額

甲 1,114,572 円

乙 2,327,444 円

2 被害者

甲 市外在住者

乙 市外在住者

3 事故の概要等

令和元年 6 月 3 日午前 10 時 26 分頃、相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 15 番先の県道において、本市塵芥車(相模 800 す 9334、橋本台環境事業所職員運転)が走行していた際、渋滞で停車していた甲が所有し、乙が運転する軽乗用車に追突し、甲の車両がその前方に停車していた丙が所有し、丁が運転する普通乗用車に追突し、甲及び丙の車両を破損させ、並びに乙及び丁を負傷させたものである。

(本市の責任割合 100%)

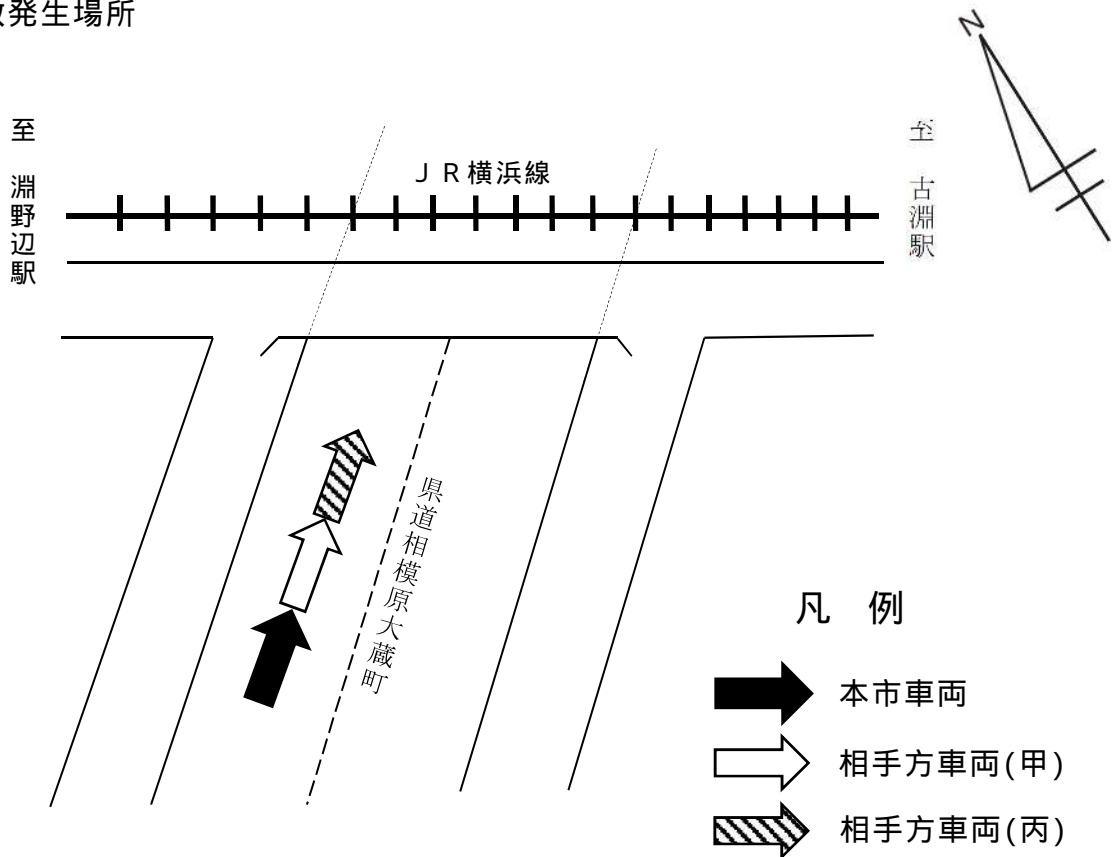
なお、丙及び丁に対する損害賠償額の決定については、令和元年 9 月 30 日相模原市議会 9 月定例会議において報告第 27 号として報告している。

提案の理由

交通事故により損害を受けた者に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を経る必要による。

議案第 3 0 号関係資料

1 事故発生場所



2 相手方の被害

甲 軽乗用車フロントバンパー、ボンネット、リアバンパー、リアガラス等破損

乙 頸椎捻挫^{けい}、背部挫傷、休業損害、反射損害

(治療期間 令和元年 6 月 3 日から令和 2 年 1 月 3 1 日まで)

市道の認定について
次のとおり、市道の路線を認定する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

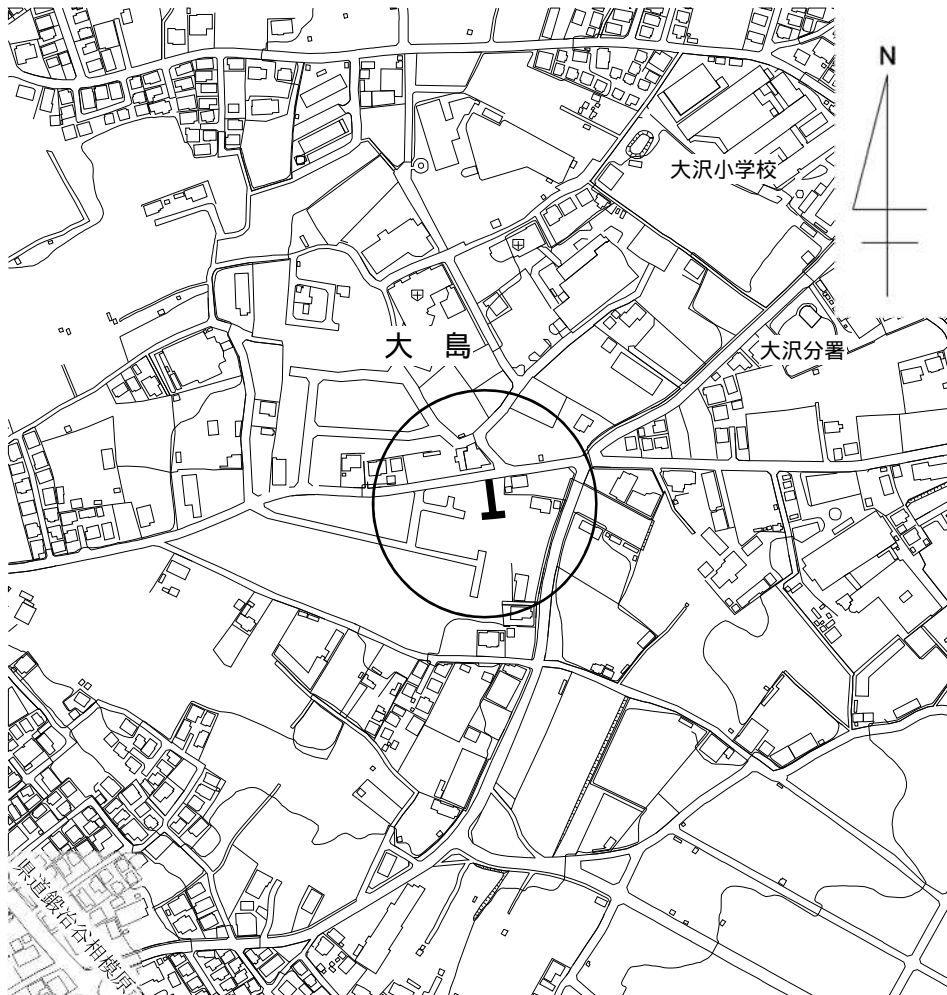
路 線 名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大島 489 号	緑区大島 1714 番 17 地先	緑区大島 1714 番 2 地先	4.5	35	別図 1
田名 1187 号	緑区田名 2581 番 247 地先	緑区田名 2581 番 200 地先	5.0	64	別図 2
二本松 100 号	緑区二本松 4 丁目 1210 番 700 地先	緑区二本松 4 丁目 1210 番 1470 地先	4.5 ～ 6.0	44	別図 3
上溝 934 号	中央区上溝 1308 番 5 地先	中央区上溝 1308 番 7 地先	4.5	40	別図 4
上鶴間 845 号	南区上鶴間 3 丁目 1019 番 38 地先	南区上鶴間 3 丁目 1019 番 23 地先	6.0 ～ 10.9	205	別図 5
古淵 88 号	南区古淵 3 丁目 3419 番 26 地先	南区古淵 3 丁目 3419 番 55 地先	4.0 ～ 5.0	68	別図 6
古淵 89 号	南区古淵 4 丁目 1738 番 8 地先	南区古淵 4 丁目 1738 番 2 地先	4.5	38	別図 7
下溝 541 号	南区下溝 1689 番 19 地先	南区下溝 1689 番 1 地先	4.0 ～ 4.5	35	別図 8
下溝 542 号	南区下溝 298 番 1 地先	南区下溝 298 番 28 地先	4.5	33	別図 9

提案の理由

開発行為による帰属に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により提案するものである。

別 図 1

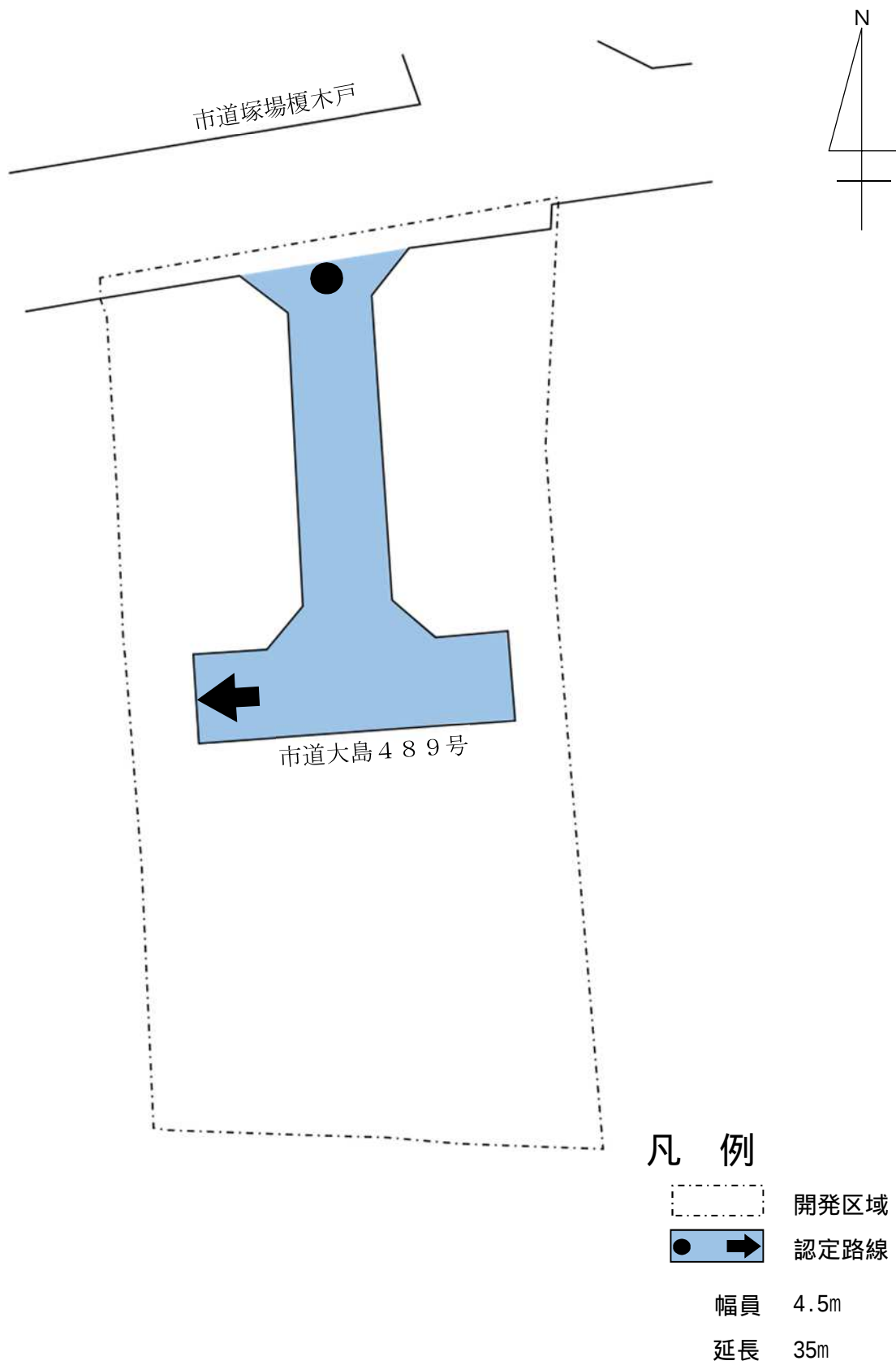
1 案内図



2 道路の概要

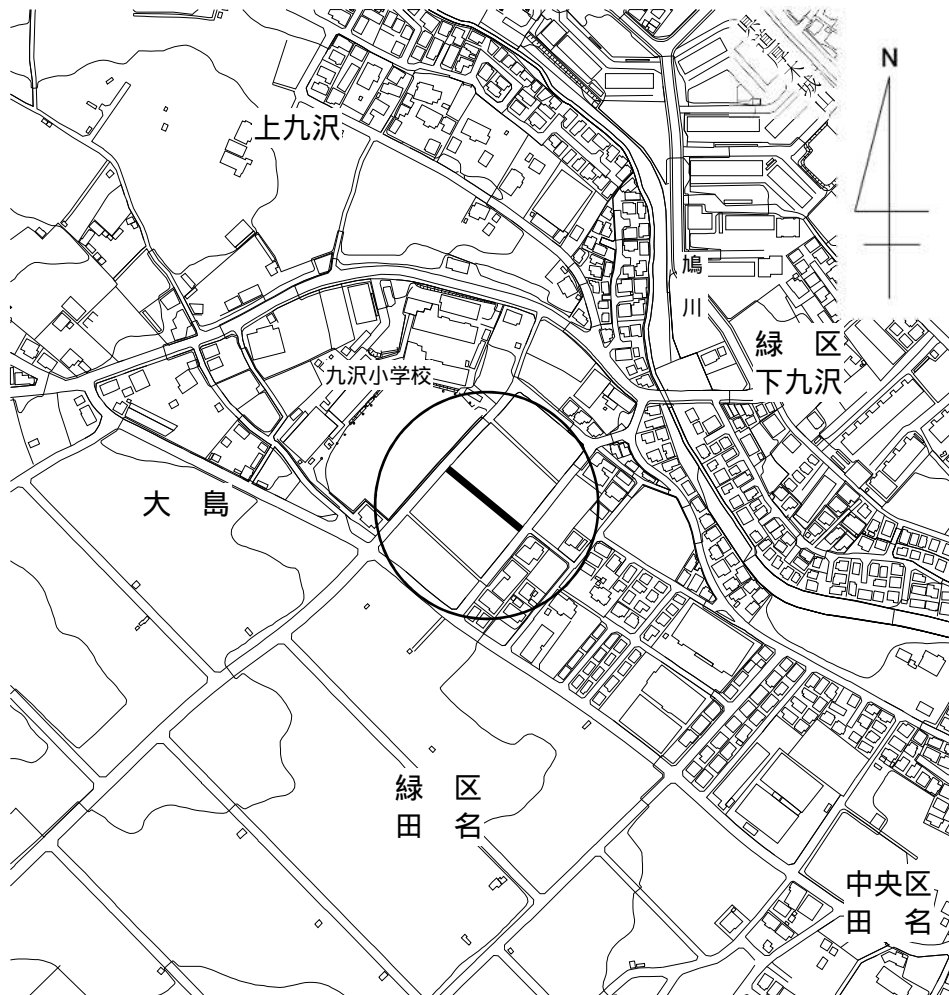
路線名	大島 489 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区大島 1714 番 2 外 7 筆
開発行為の面積	1,038.70 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 5 宅地
区域区分等	市街化調整区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 34 条第 11 号の規定による開発許可の基準に 適合)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



別 図 2

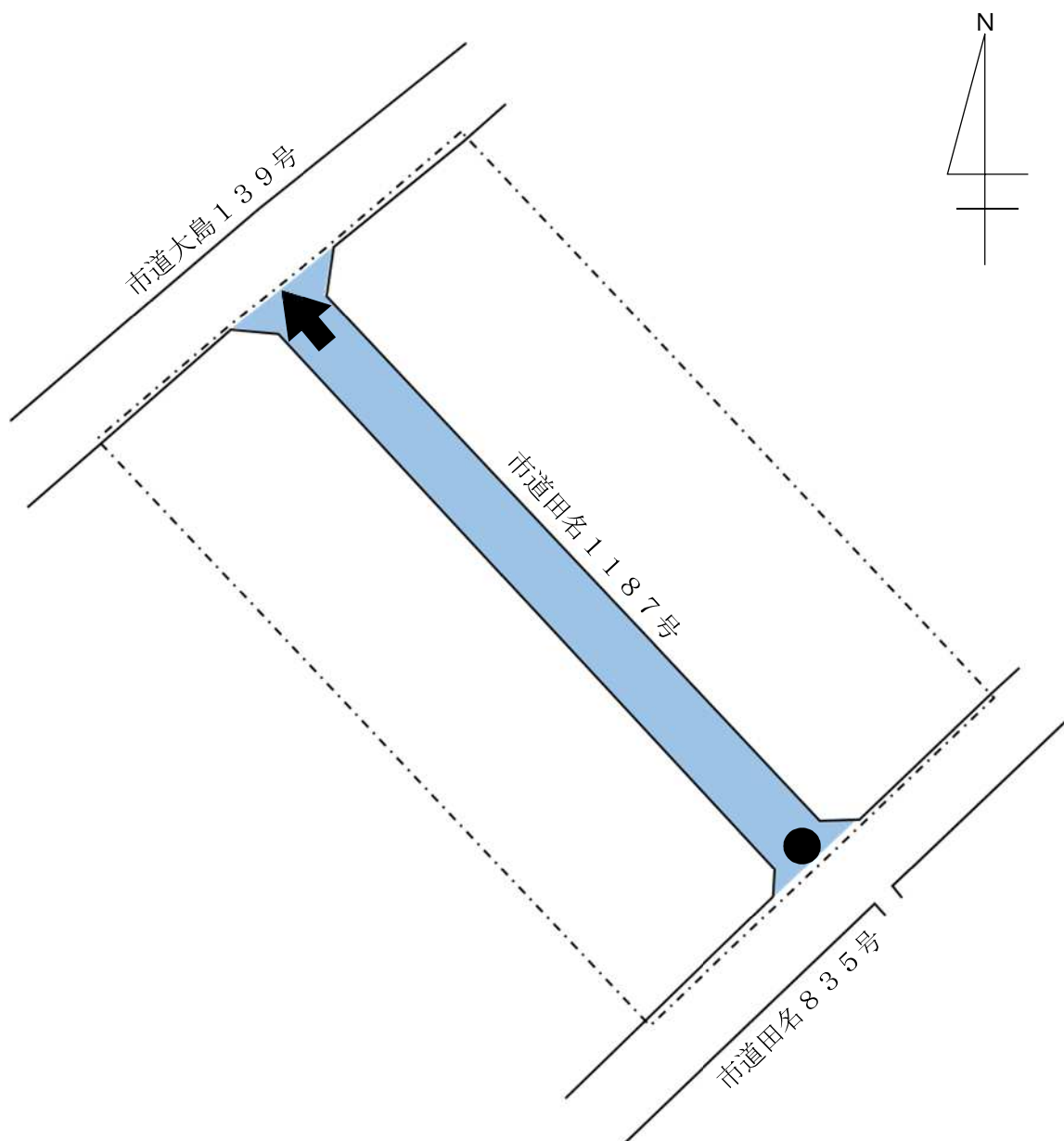
1 案内図



2 道路の概要

路線名	田名 1187 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区田名 2581 番 95 外 31 筆
開発行為の面積	2,512.79 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 18 宅地
区域区分等	市街化区域 (第 1 種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例

- 開発区域
- ➡ 認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 64m

別 図 3

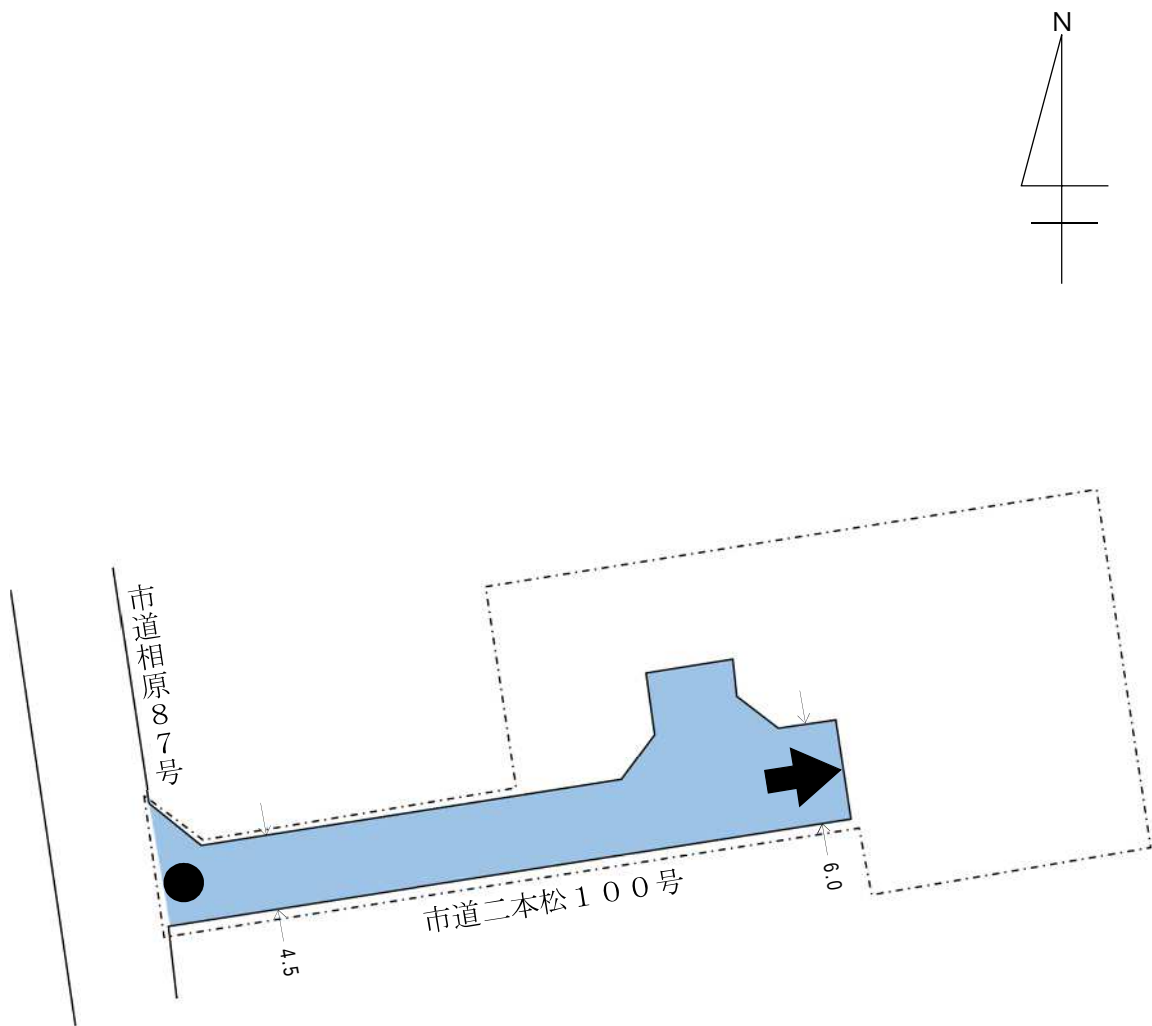
1 案内図



2 道路の概要

路線名	二本松 100 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区二本松 4 丁目 1210 番 274 外 7 筆
開発行為の面積	757.82 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 4 宅地
区域区分等	市街化区域 (第 1 種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

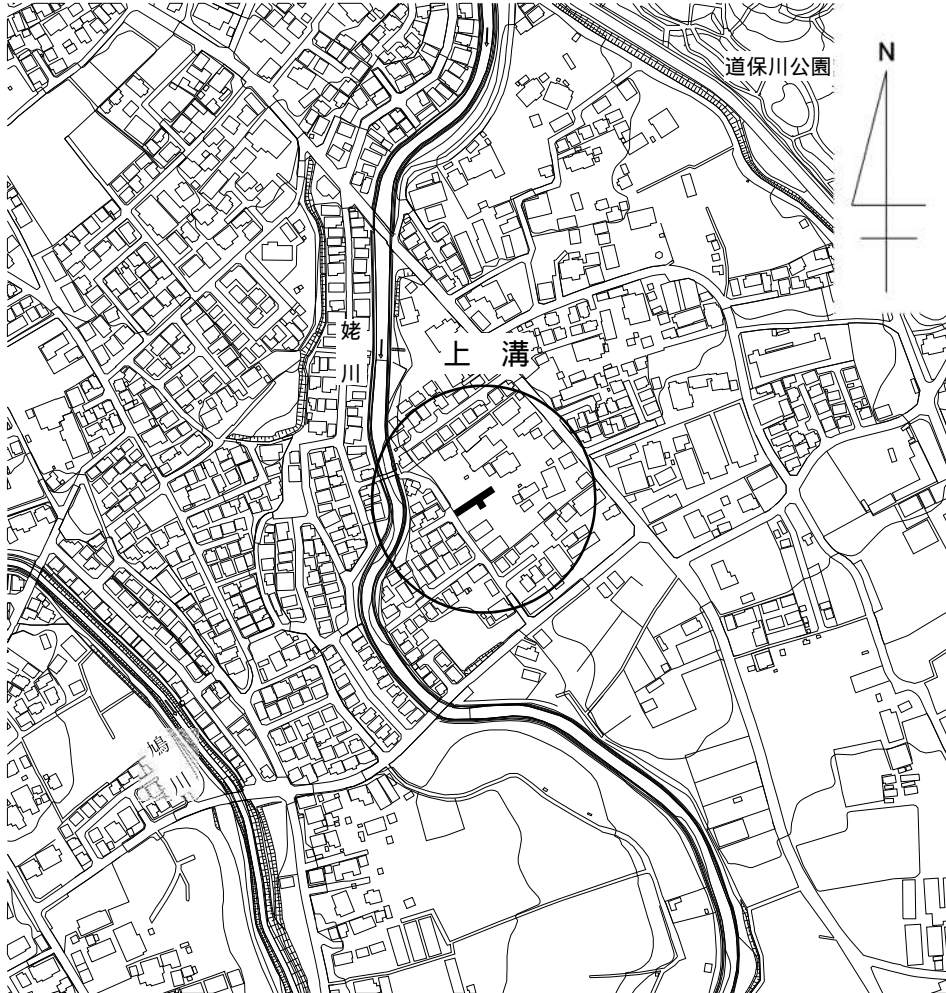


凡 例

	開発区域
	認定路線
幅員	4.5 ~ 6.0m
延長	44m

別 図 4

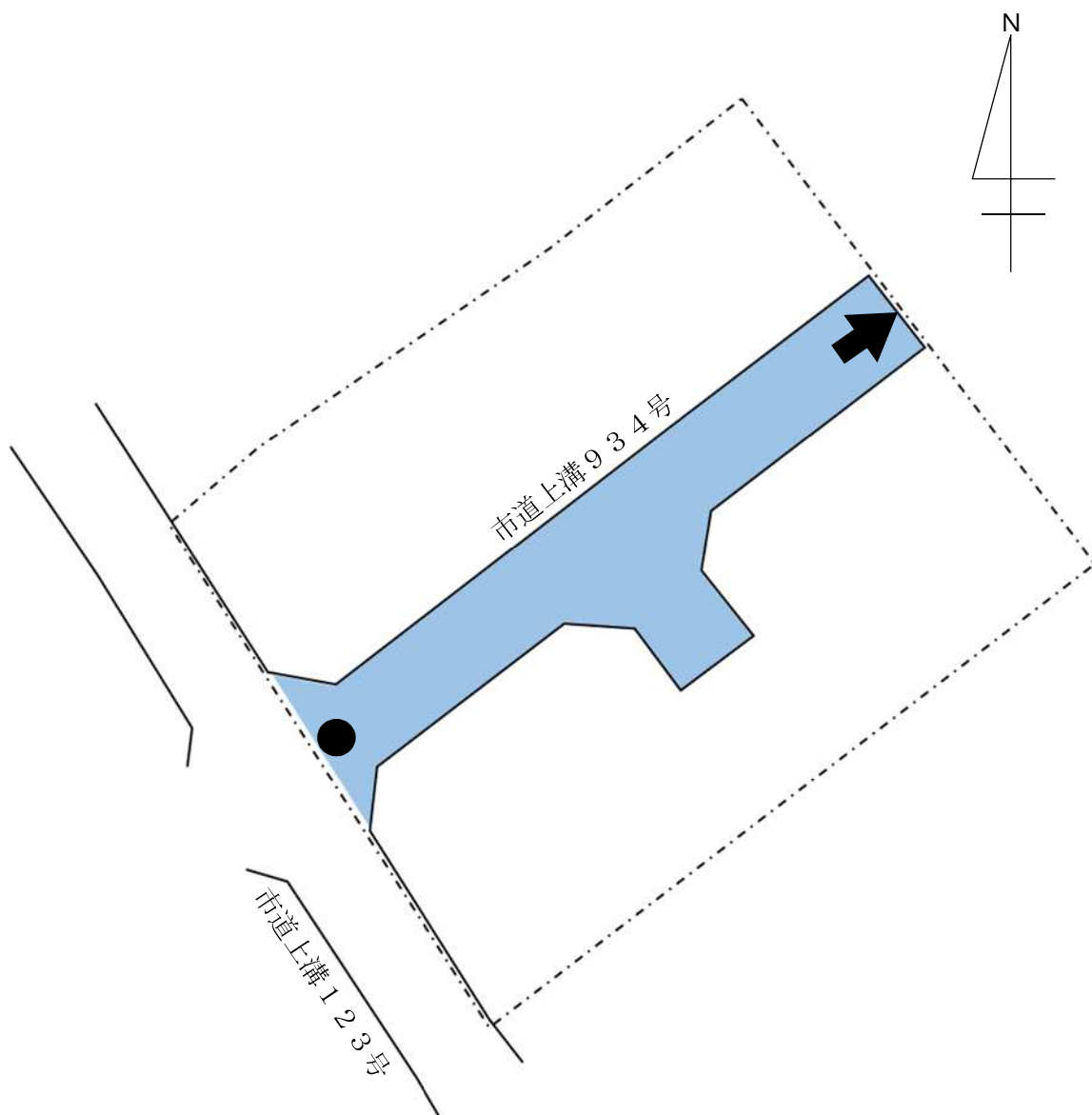
1 案内図



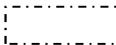
2 道路の概要

路線名	上溝 934 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝 1308 番 4 外 8 筆
開発行為の面積	990.28 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 7 宅地
区域区分等	市街化区域 (第 1 種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

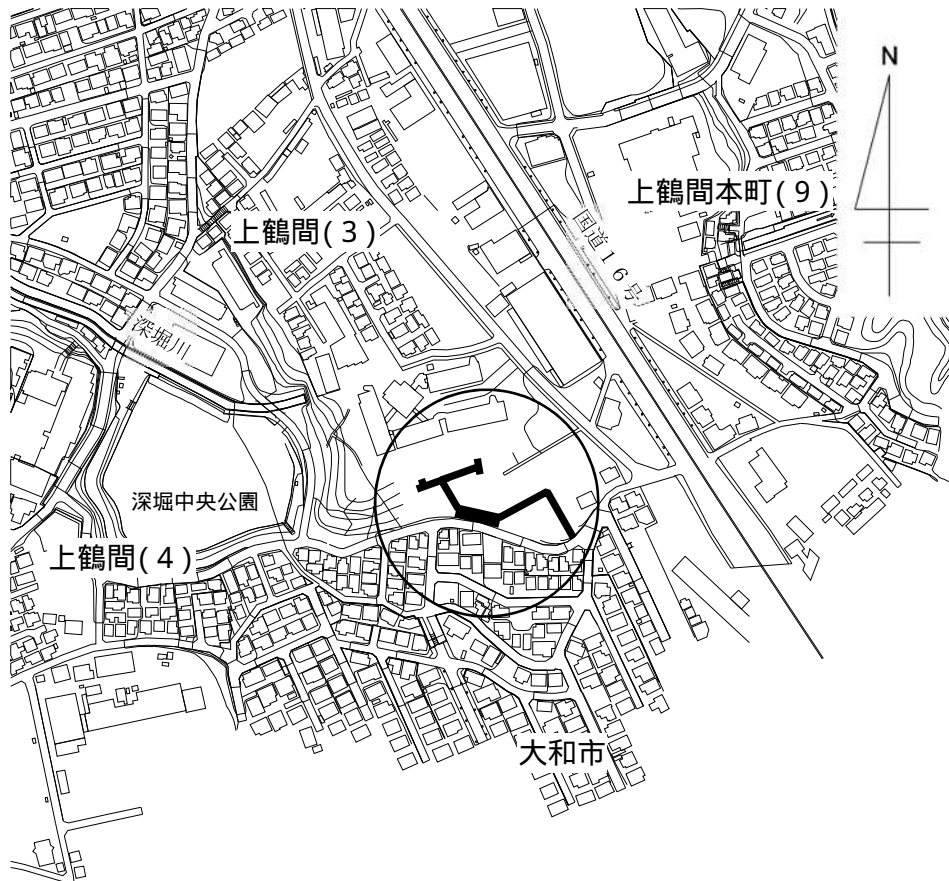


凡 例

	開発区域
	認定路線
幅員	4.5m
延長	40m

別 図 5

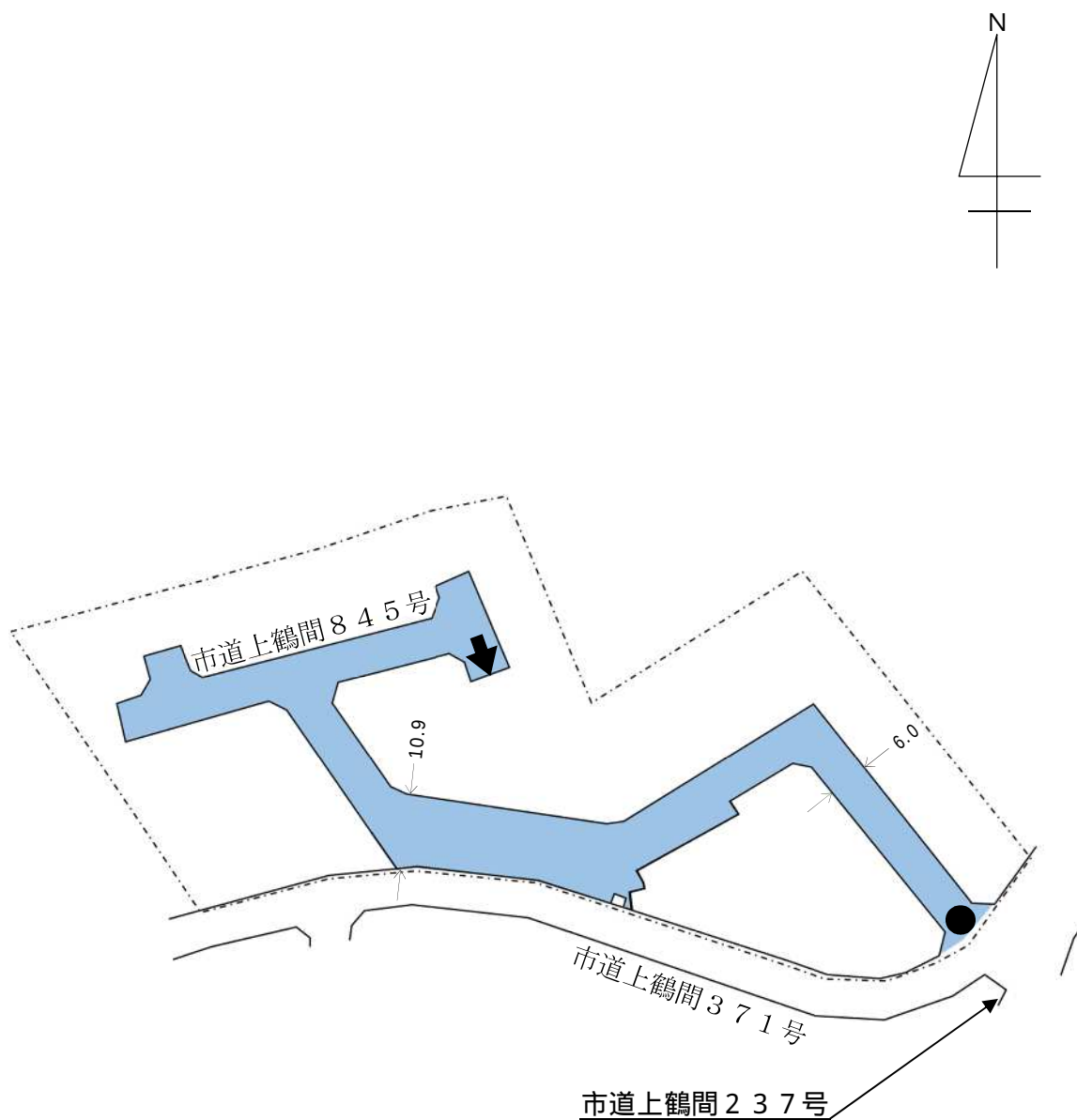
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上鶴間 845 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区上鶴間 3 丁目 1019 番 1 外 48 筆
開発行為の面積	6,392.21 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 37 宅地
区域区分等	市街化区域 (第 1 種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

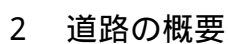
3 路線図



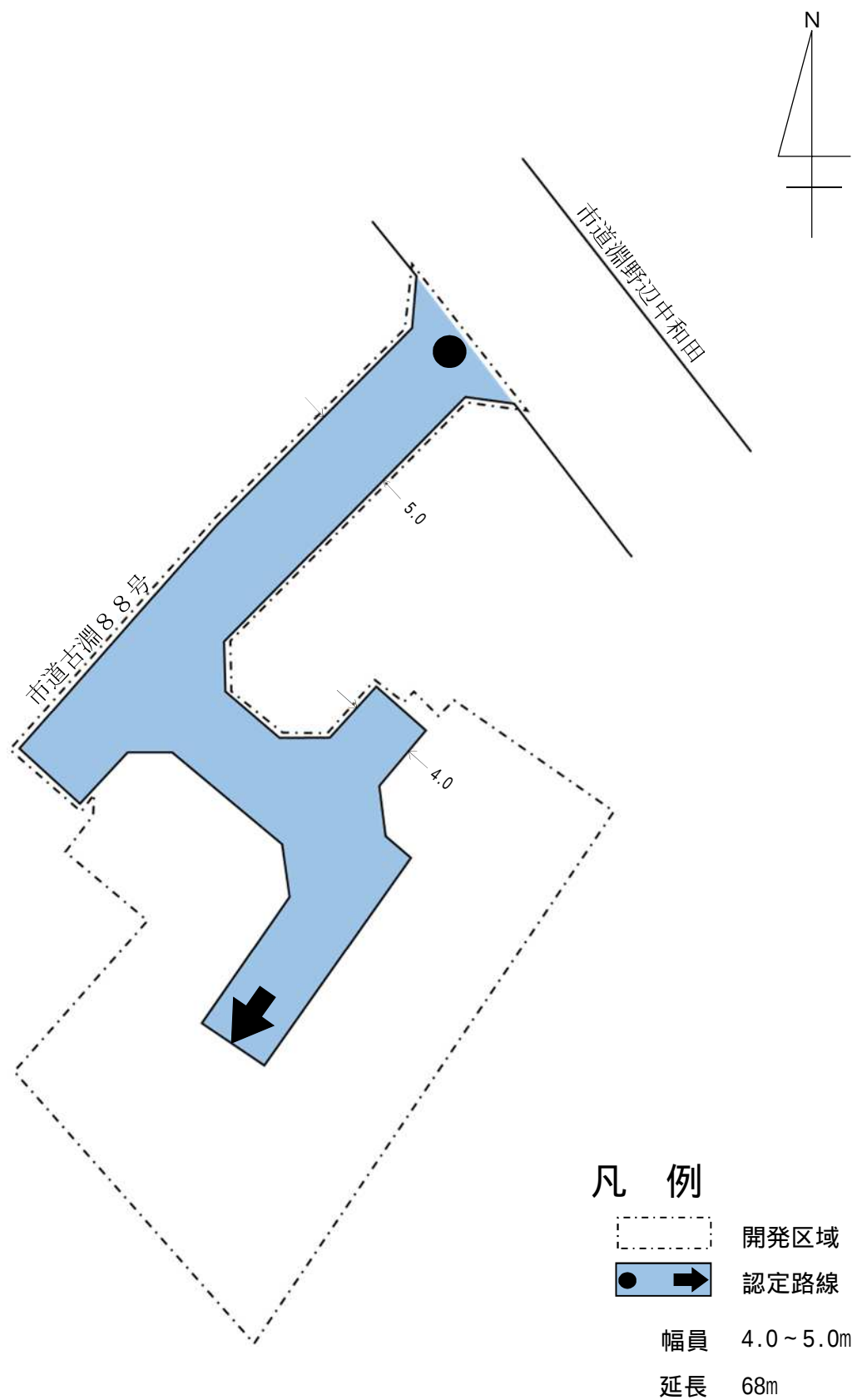
凡 例

- 開発区域
- 認定路線
- 幅員 6.0 ~ 10.9m
- 延長 205m

1 案内図

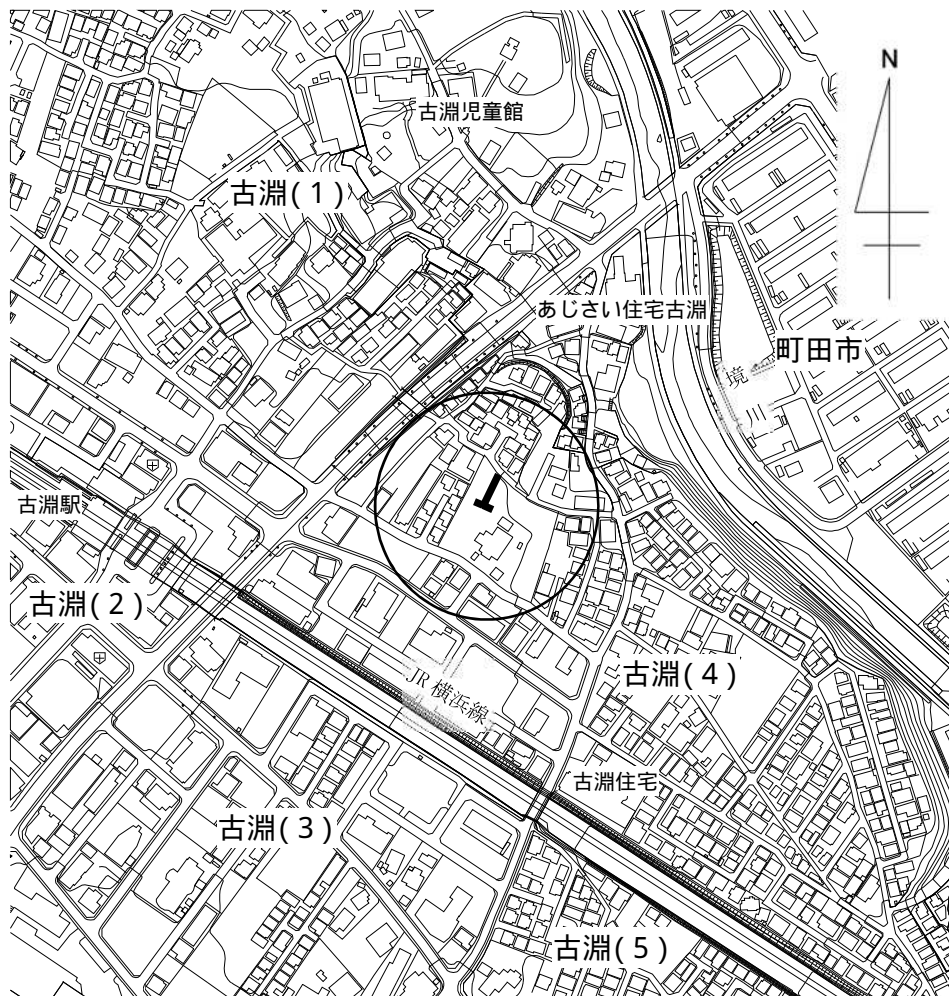
77

3 路線図



別 図 7

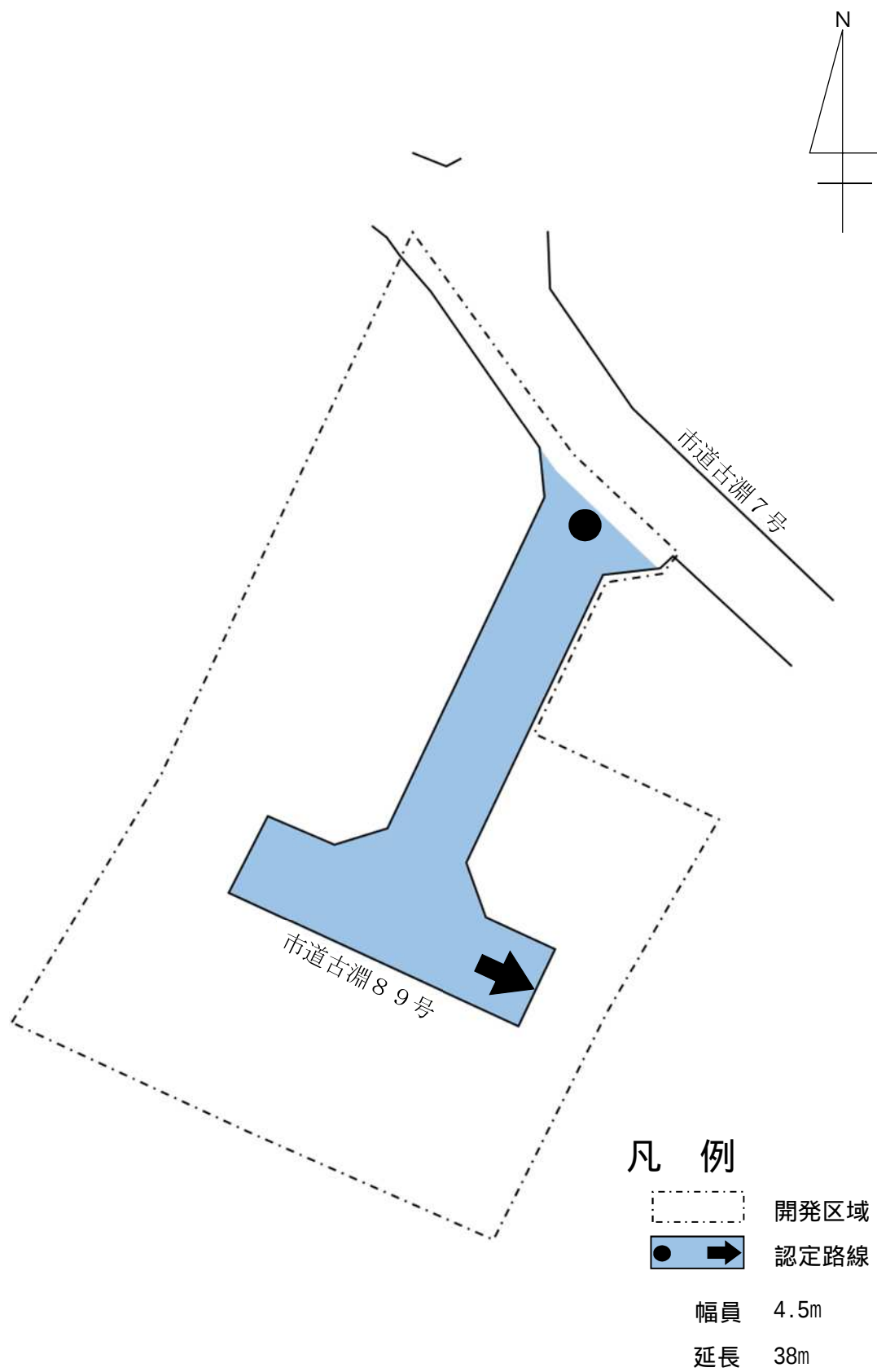
1 案内図



2 道路の概要

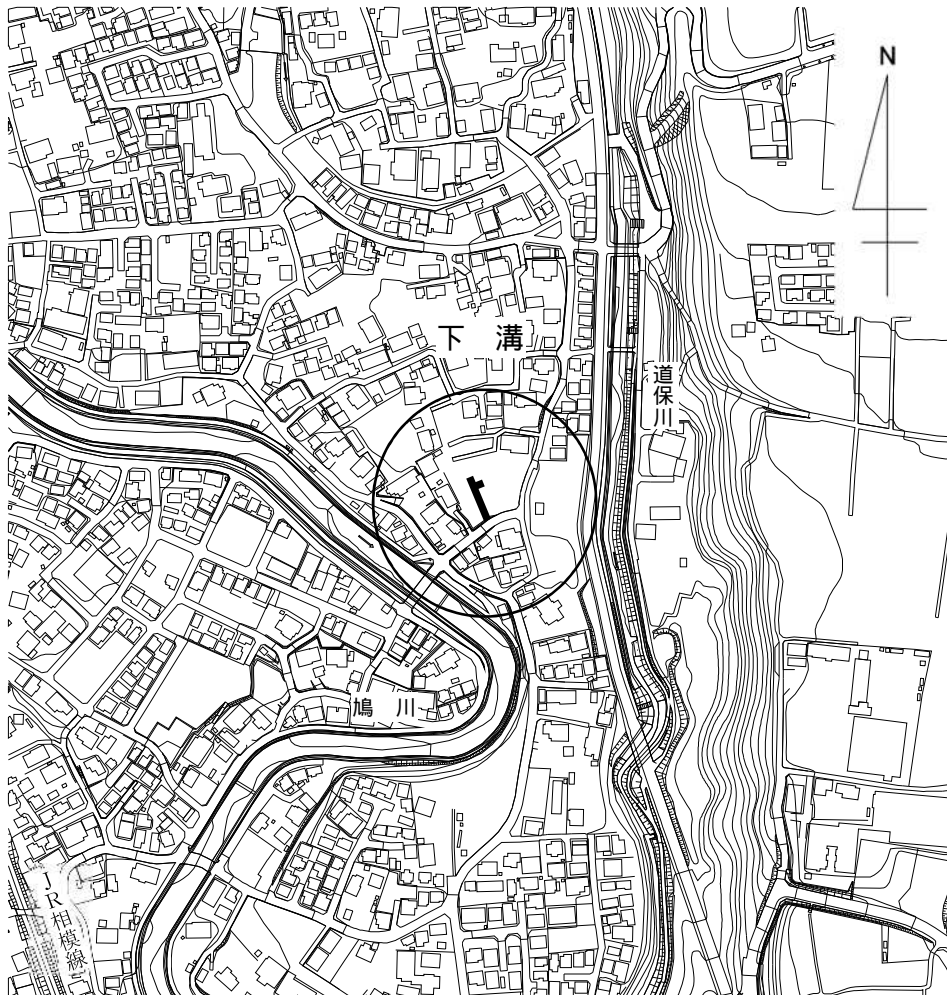
路線名	古淵 89 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区古淵 4 丁目 1738 番 2 外 9 筆
開発行為の面積	960.57 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 7 宅地
区域区分等	市街化区域 (第 1 種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



別 図 8

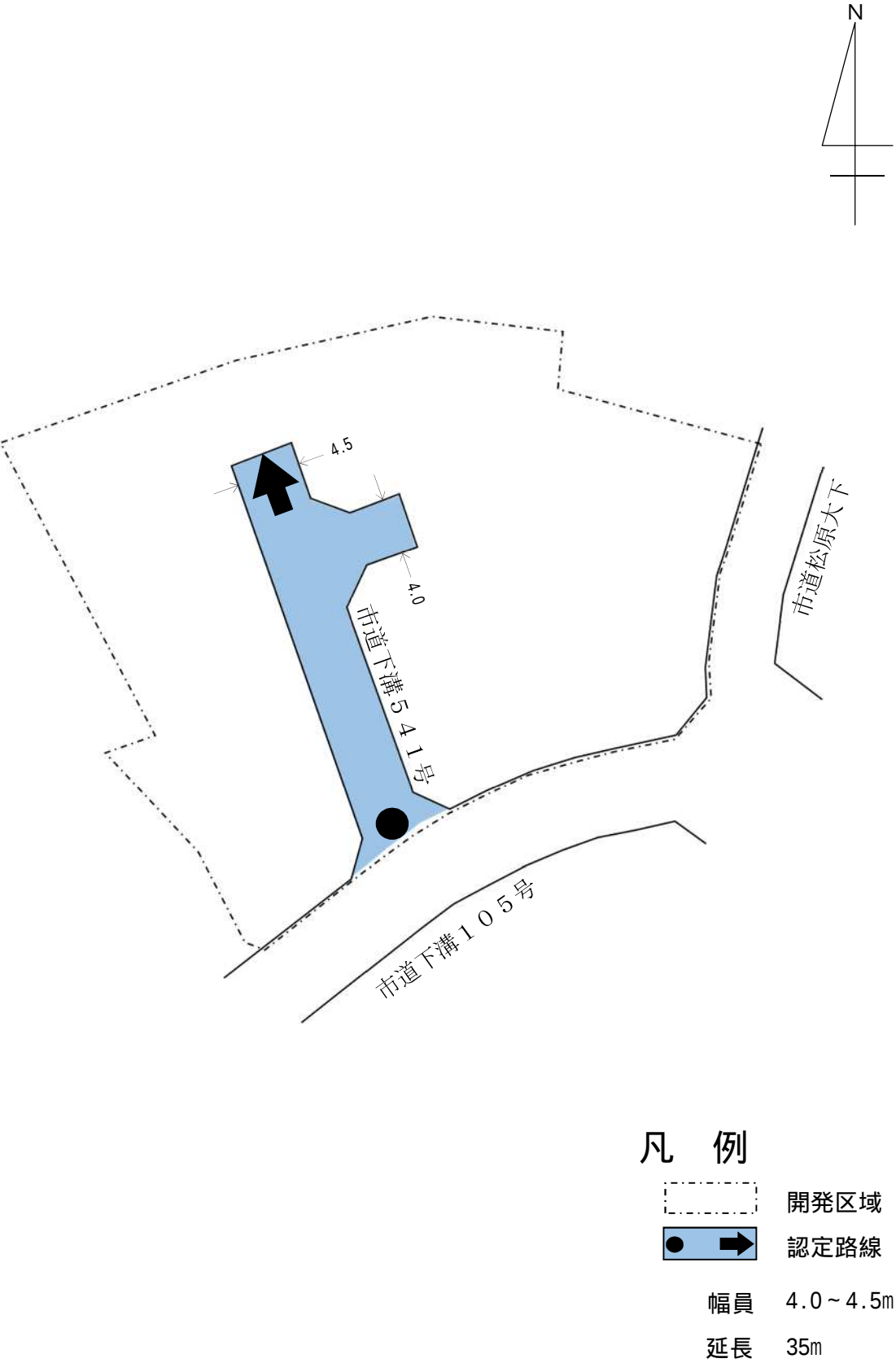
1 案内図



2 道路の概要

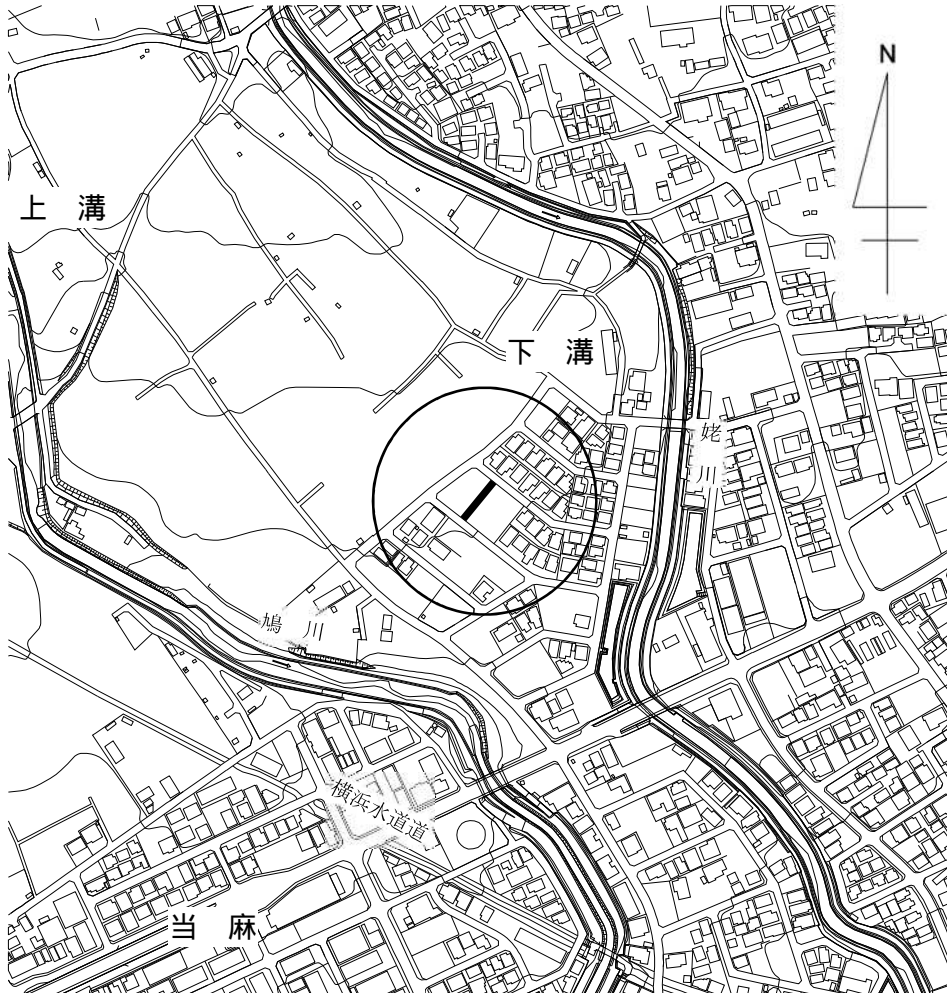
路線名	下溝 541 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区下溝 1689 番 1 外 11 筆
開発行為の面積	1,417.97 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 10 宅地
区域区分等	市街化区域 (第 1 種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



別 図 9

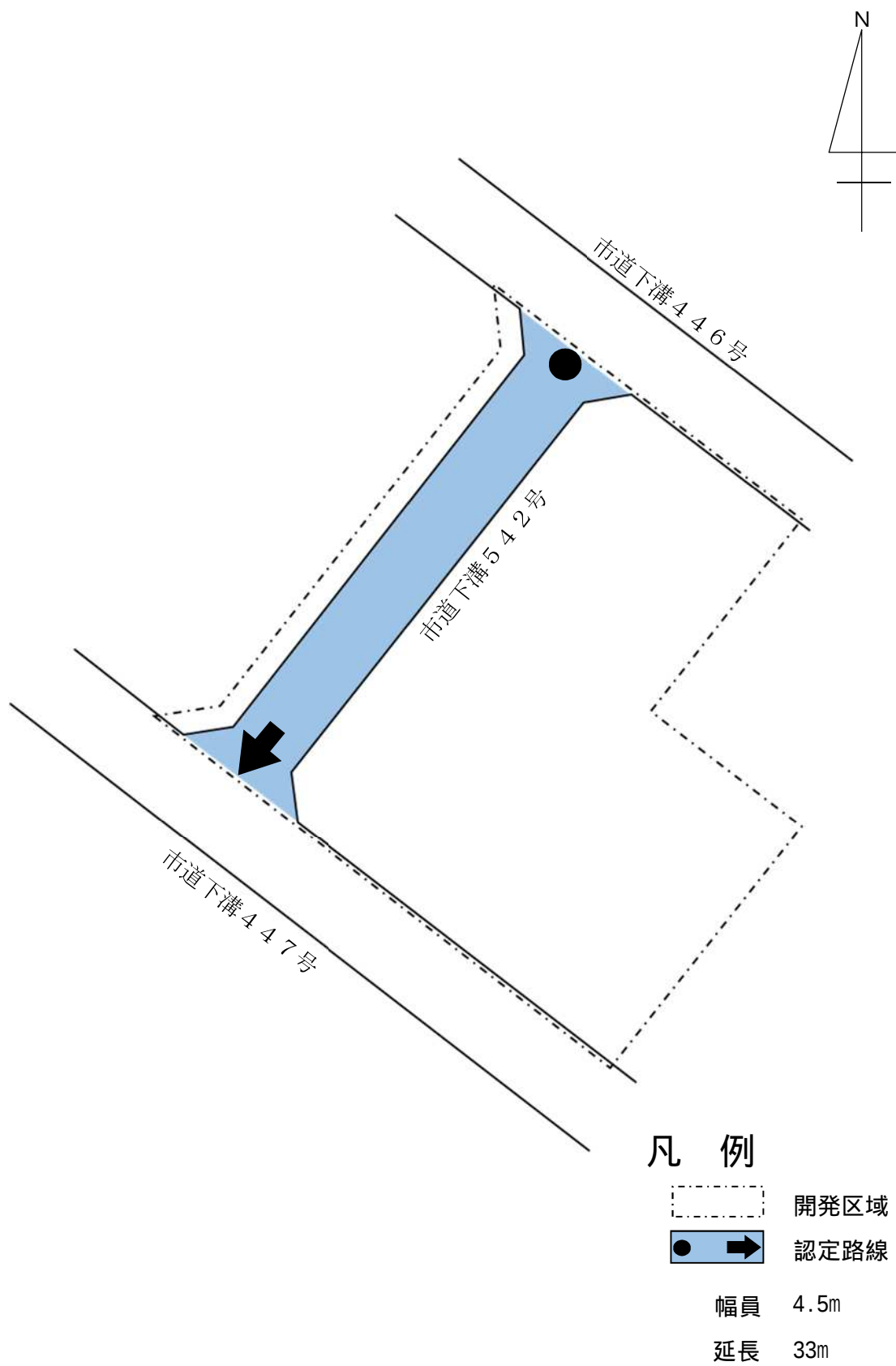
1 案内図



2 道路の概要

路線名	下溝 542 号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区下溝 298 番 25 外 7 筆
開発行為の面積	902.87 m ²
予定建築物の用途等	専用住宅 5 宅地
区域区分等	市街化区域 (第 1 種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



市道の廃止について
次のとおり、市道の路線を廃止する。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

路 線 名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
横山 37 号	中央区横山 4 丁目 4902 番 4 地先	中央区横山 4 丁目 4902 番 6 地先	5.9 ～ 6.0	49	別図

提案の理由

県営横山団地の建て替えに伴い市道の路線を廃止いたしたく、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により提案するものである。

別 図

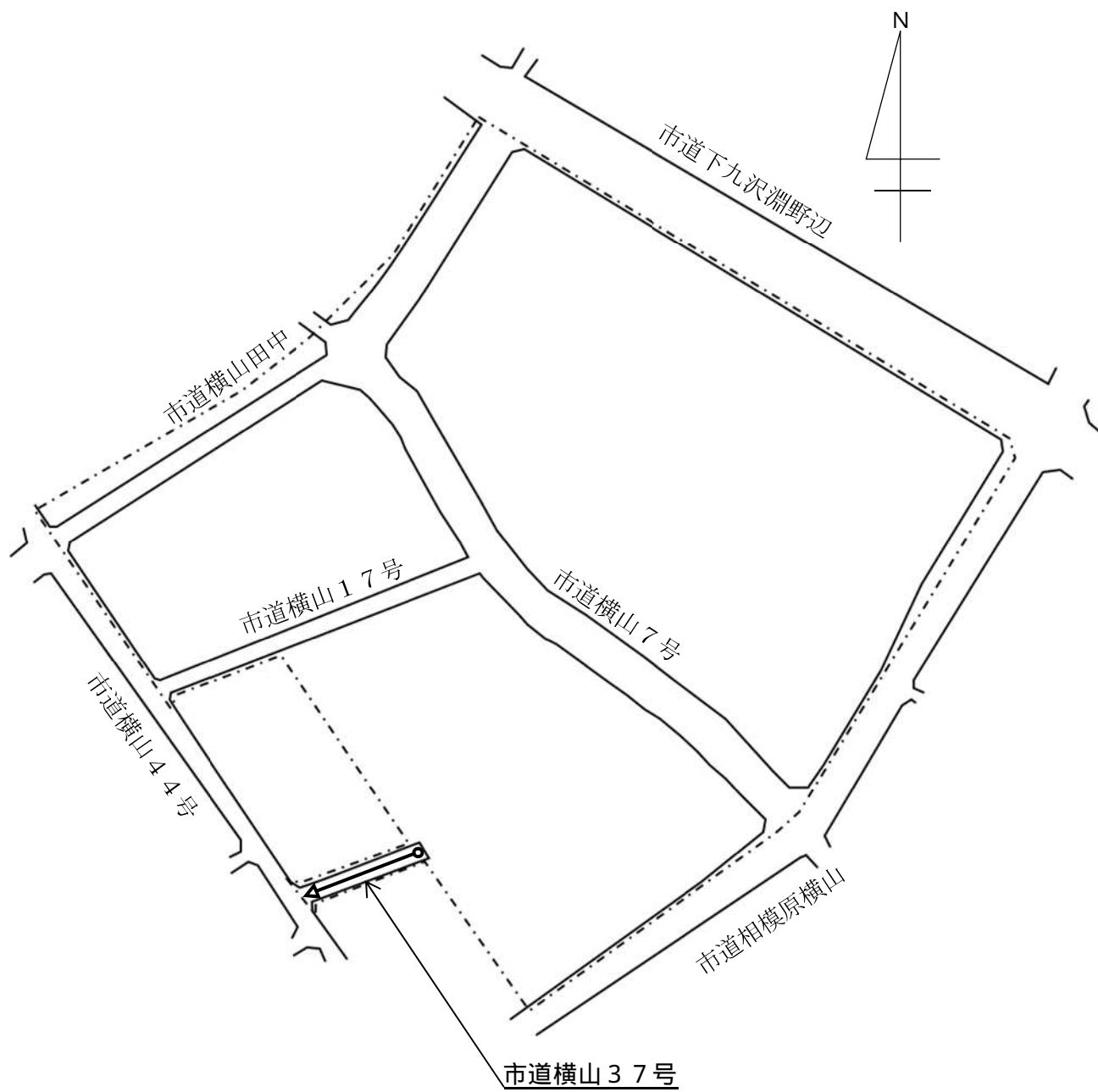
1 案内図



2 道路の概要

路線名	横山 37 号
廃止の理由	県営横山団地の建て替えに伴う廃止
路線の所在	中央区横山 4 丁目 4902 番 4 外 地先

3 路線図



凡 例

- 県営横山団地建替計画区域
- 廃止路線
- 幅員 5.9 ~ 6.0m
- 延長 49m

令和 2 年度相模原市一般会計補正予算(第 13 号)

令和 2 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 13 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 403,404,000 千円に歳入歳出それぞれ 306,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 403,710,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
60 県支出金		18,508,082	110,000	18,618,082
	10 県補助金	3,440,120	110,000	3,550,120
70 寄附金		290,065	110,000	400,065
	5 寄附金	290,065	110,000	400,065
80 繰越金		3,958,861	86,000	4,044,861
	5 繰越金	3,958,861	86,000	4,044,861
歳 入 合 計		403,404,000	306,000	403,710,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		25,983,440	87,700	26,071,140
	5 総務管理費	15,355,401	87,700	15,443,101
15 民生費		134,237,566	120,800	134,358,366
	10 児童福祉費	58,535,829	120,800	58,656,629
40 土木費		25,156,828	86,000	25,242,828
	15 都市計画費	12,387,829	49,700	12,437,529
	20 公園費	2,221,674	36,300	2,257,974
50 教育費		53,075,267	11,500	53,086,767
	18 幼稚園費	473,231	11,500	484,731
歳 出 合 計		403,404,000	306,000	403,710,000

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
40 土木費	15 都市計画費	緑地等維持管理費	千円 49,700
	20 公園費	公園等維持管理費	36,300

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
河 川 維 持 補 修 費	令和2年度	0
	令和3年度	2,981
道 路 境 界 確 定 事 業 (緑 土 木 事 務 所 分)	令和2年度	0
	令和3年度	3,280
道 路 境 界 確 定 事 業 (津 久 井 土 木 事 務 所 分)	令和2年度	0
	令和3年度	4,000
道 路 境 界 確 定 事 業 (中 央 土 木 事 務 所 分)	令和2年度	0
	令和3年度	4,000
道 路 境 界 確 定 事 業 (南 土 木 事 務 所 分)	令和2年度	0
	令和3年度	4,000
道 路 維 持 補 修 費 (緑 土 木 事 務 所 分)	令和2年度	0
	令和3年度	10,000
道 路 維 持 補 修 費 (津 久 井 土 木 事 務 所 分)	令和2年度	0
	令和3年度	5,000
道 路 維 持 補 修 費 (中 央 土 木 事 務 所 分)	令和2年度	0
	令和3年度	14,000
道 路 維 持 補 修 費 (南 土 木 事 務 所 分)	令和2年度	0
	令和3年度	20,000
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 (緑 土 木 事 務 所 分)	令和2年度	0
	令和3年度	1,000
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 (中 央 土 木 事 務 所 分)	令和2年度	0
	令和3年度	3,000
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 (南 土 木 事 務 所 分)	令和2年度	0
	令和3年度	3,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
狭あい道路等整備事業 (市道淵野辺本町42号)	令和2年度	0
	令和3年度	10,700
狭あい道路等整備事業 (市道田名580号)	令和2年度	0
	令和3年度	22,300
狭あい道路等整備事業 (市道当麻10号ほか)	令和2年度	0
	令和3年度	14,100
狭あい道路等整備事業 (市道上溝45号)	令和2年度	0
	令和3年度	16,200
狭あい道路等整備事業 (市道淵野辺19号)	令和2年度	0
	令和3年度	2,500
狭あい道路等整備事業 (市道上鶴間366号)	令和2年度	0
	令和3年度	5,260
狭あい道路等整備事業 (市道上鶴間136号)	令和2年度	0
	令和3年度	5,402
狭あい道路等整備事業 (緑土木事務所分)	令和2年度	0
	令和3年度	8,100
狭あい道路等整備事業 (中央土木事務所分)	令和2年度	0
	令和3年度	25,200
狭あい道路等整備事業 (南土木事務所分)	令和2年度	0
	令和3年度	3,000

令和 2 年度相模原市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度相模原市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
マ ン ホ ー ル ポ ン プ 維 持 管 理 事 業 (公 共 下 水 道)	令和 2 年度 令和 3 年度	千円 0 45,279
深 堀 ポ ン プ 場 ほ か 維 持 管 理 事 業 (公 共 下 水 道)	令和 2 年度 令和 3 年度 令和 4 年度	0 227,600 236,100
マ ン ホ ー ル ポ ン プ 維 持 管 理 事 業 (農 業 集 落 排 水)	令和 2 年度 令和 3 年度	0 6,168

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

令和 2 年度相模原市一般会計補正予算(第 14 号)

令和 2 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 14 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 403,710,000 千円から歳入歳出それぞれ 4,540,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 399,170,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(継続費補正)

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表継続費補正」による。

(繰越明許費補正)

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

(地方債補正)

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
22 地方消費税交付金		14,700,000	△1,500,000	13,200,000
	5 地方消費税交付金	14,700,000	△1,500,000	13,200,000
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,290,000	16,229	1,306,229
	5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,290,000	16,229	1,306,229
50 使用料及び手数料		5,348,105	△152,127	5,195,978
	5 使用料	3,317,410	△152,127	3,165,283
55 国庫支出金		149,535,792	△967,420	148,568,372
	5 国庫負担金	59,597,813	△1,023,110	58,574,703
	10 国庫補助金	89,216,508	55,690	89,272,198
60 県支出金		18,618,082	△246,296	18,371,786
	5 県負担金	13,534,146	△131,207	13,402,939
	10 県補助金	3,550,120	△115,089	3,435,031
70 寄附金		400,065	187,735	587,800
	5 寄附金	400,065	187,735	587,800
75 繰入金		6,404,776	△2,079,767	4,325,009
	10 基金繰入金	6,344,803	△2,079,767	4,265,036
85 諸収入		17,459,735	△171,354	17,288,381
	15 貸付金元利収入	13,512,463	△158,892	13,353,571
	25 雑入	2,561,102	△12,462	2,548,640
90 市債		29,687,400	373,000	30,060,400
	5 市債	29,687,400	373,000	30,060,400
歳 入 合 計		403,710,000	△4,540,000	399,170,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 議会費		990,914	△5,047	985,867
	5 議会費	990,914	△5,047	985,867
10 総務費		26,071,140	606,486	26,677,626
	5 総務管理費	15,443,101	702,675	16,145,776
	10 徴税費	2,365,849	△141,385	2,224,464
	13 市民生活費	7,340,366	46,431	7,386,797
	15 選挙費	115,227	△1,235	113,992
15 民生費		134,358,366	△2,516,154	131,842,212
	5 社会福祉費	50,080,227	△977,645	49,102,582
	10 児童福祉費	58,656,629	△1,495,809	57,160,820
	15 生活保護費	24,603,872	△42,700	24,561,172
20 衛生費		34,572,735	△604,625	33,968,110
	5 保健衛生費	20,990,377	△340,854	20,649,523
	10 清掃費	12,921,643	△228,922	12,692,721
	15 環境保全費	660,715	△34,849	625,866
25 労働費		648,196	△31,604	616,592
	5 労働諸費	648,196	△31,604	616,592
30 農林水産業費		851,044	△5,636	845,408
	5 農業費	717,689	△5,636	712,053
35 商工費		89,351,153	△81,668	89,269,485
	5 商工費	89,351,153	△81,668	89,269,485

款	項	補正前の額	補 正 額	計
40 土木費		千円 25,242,828	千円 29,499	千円 25,272,327
	5 道路橋りょう費	8,766,823	△105,971	8,660,852
	10 河川費	558,941	176,092	735,033
	15 都市計画費	12,437,529	107,684	12,545,213
	20 公園費	2,257,974	△48,026	2,209,948
	25 住宅費	1,221,561	△100,280	1,121,281
45 消防費		8,289,826	△103,308	8,186,518
	5 消防費	8,289,826	△103,308	8,186,518
50 教育費		53,086,767	△912,861	52,173,906
	5 教育総務費	7,525,837	△84,953	7,440,884
	10 小学校費	24,917,081	△367,027	24,550,054
	15 中学校費	15,289,597	△322,392	14,967,205
	18 幼稚園費	484,731	△18,100	466,631
	20 社会教育費	2,994,599	△78,833	2,915,766
	25 市民体育費	1,874,922	△41,556	1,833,366
55 災害復旧費		3,160,763	△915,082	2,245,681
	2 災害復旧費	3,160,763	△915,082	2,245,681
歳 出 合 計		403,710,000	△4,540,000	399,170,000

第2表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
20 衛生費	10 清掃費	北 清 掃 工 場 基 幹 の 設 備 改 良 事 業	7,049,089 千円	29	45 千円	6,917,182 千円	29	45 千円
				30	1,111,409		30	1,111,409
				元	3,144,777		元	3,144,777
				2	2,792,858		2	2,660,951

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
15 民生費	5 社会福祉費	特別養護老人ホーム等改修費補助金	74,690
30 農林水産業費	10 林業費	林道維持管理費	20,000
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路維持管理計画事業(市道篠原新和田法面修繕事業ほか4)	381,938
		道路改良事業(県道76号(山北藤野)道路改良事業ほか6)	366,044
		狭あい道路等整備事業	6,286
		橋りょう長寿命化事業(JR東跨線橋修繕工事負担金ほか9)	229,125
	15 都市計画費	当麻地区整備促進事業(市道当麻295号道路改良事業)	3,043
		広域交流拠点推進事業(リニアまちづくり関連推進事業)	26,664
		都市計画道路等整備事業(県道52号(相模原町田)道路改良事業ほか4)	552,884
	20 公園費	スポーツ・レクリエーションゾーン整備事業	458,136
55 災害復旧費	2 災害復旧費	公共土木施設災害復旧費(県道522号(桐原藤野)ほか8)	392,857

第4表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
(減収補填債) 減収補填	千円 1,500,000	借入先 ・銀行 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 令和2年度 とする。	年 5.0%以内 ただし、利率見 直し方式で借り入 れる公的資金につ いて、利率の見直 しを行った後にお いては、当該見直 し後の利率とする。	公的資金について は、その融資条件に より、銀行その他の 場合には、その債権 者と協定するところ による。 ただし、市財政の 都合により繰上償還 又は償還期限の短縮 若しくは本議決の範 囲内で未償還額を借 換えすることができる。
計	1,500,000			

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前	補 正	補 正 後
	千円	千円	千円
(総務債)			
文化施設整備費	34,300	△ 13,900	20,400
まちづくりセンター等整備費	34,500	△ 12,400	22,100
(民生債)			
老人福祉施設整備費	323,200	△ 306,200	17,000
(衛生債)			
塵芥処理施設建設費	2,317,000	△ 254,800	2,062,200
(労働債)			
勤労者総合福祉センター整備費	27,000	△ 13,100	13,900
(土木債)			
道路整備費	1,842,700	△ 150,900	1,691,800
河川整備費	169,400	6,200	175,600
公園整備費	513,700	△ 21,500	492,200
街路整備費	1,323,400	△ 115,200	1,208,200
住宅建設費	199,600	△ 46,700	152,900
(教育債)			
教育施設整備費	27,700	△ 2,300	25,400
(災害復旧債)			
災害復旧費	1,929,000	△ 196,200	1,732,800
計	29,687,400	△ 1,127,000	28,560,400

令和 2 年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 2 年度相模原市介護保険事業特別会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 57,767,000 千円に歳入歳出それぞれ 25,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57,742,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
40 繰入金		9,864,000	△25,000	9,839,000
	5 一般会計繰入金	8,664,000	△25,000	8,639,000
歳 入 合 計		57,767,000	△25,000	57,742,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		千円 1,071,957	千円 △25,000	千円 1,046,957
	15 介護認定審査会費	583,351	△25,000	558,351
歳 出 合 計		57,767,000	△25,000	57,742,000

令和 2 年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 2 年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額 225,000 千円から歳入歳出それぞれ 10,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 215,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰入金		千円 33,000	千円 △10,000	千円 23,000
	5 一般会計繰入金	33,000	△10,000	23,000
歳 入 合 計		225,000	△10,000	215,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費		千円 224,950	千円 △10,000	千円 214,950
	5 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	224,950	△10,000	214,950
歳 出 合 計		225,000	△10,000	215,000

令和 2 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 2 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 駐車場事業収入		千円 792, 193	千円 △101, 000	千円 691, 193
	5 事業収入	792, 193	△101, 000	691, 193
20 繰入金		774, 408	101, 000	875, 408
	5 繰入金	774, 408	101, 000	875, 408
歳 入 合 計		1, 571, 000	0	1, 571, 000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 駐車場事業費		千円 822,386	千円 0	千円 822,386
	5 駐車場管理費	822,386	0	822,386
歳 出 合 計		1,571,000	0	1,571,000

令和 2 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 4 号)

令和 2 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 850,000 千円から歳入歳出それぞれ 42,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 808,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金		千円 591,997	千円 △42,000	千円 549,997
	5 繰入金	591,997	△42,000	549,997
歳 入 合 計		850,000	△42,000	808,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費		千円 730,980	千円 △42,000	千円 688,980
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費	730,980	△42,000	688,980
歳 出	合 計	850,000	△42,000	808,000

令和 2 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 2 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3, 393, 000 千円に歳入歳出それぞれ 495, 000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 888, 000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 3 年 2 月 15 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入		千円 0	千円 495,000	千円 495,000
	5 財産売払収入	0	495,000	495,000
歳 入 合 計		3,393,000	495,000	3,888,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 公債費		千円 8,496	千円 495,000	千円 503,496
	5 公債費	8,496	495,000	503,496
歳 出 合 計		3,393,000	495,000	3,888,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 公共用地先行 取得事業費	5 公共用地先行 取得事業費	道路用地取得事業費(県道52号(相模原 町田)ほか2)	千円 189,884

令和 2 年度相模原市公債管理特別会計補正予算(第 1 号)

令和 2 年度相模原市公債管理特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 5 6 , 2 3 5 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 4 9 5 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 6 , 7 3 0 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金		千円 41,491,400	千円 495,000	千円 41,986,400
	5 他会計繰入金	36,175,000	495,000	36,670,000
歳 入 合 計		56,235,000	495,000	56,730,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 公債費		千円 56,235,000	千円 495,000	千円 56,730,000
	5 公債費	56,235,000	495,000	56,730,000
歳 出 合 計		56,235,000	495,000	56,730,000

教育委員会の委員の選任について
次の者を、本市教育委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	平 岩 夏 木	

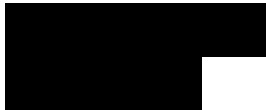
提案の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 4 条
第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

監査委員の選任について
次の者を、本市監査委員に選任したいので同意されたい。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	高 梨 邦 彦	

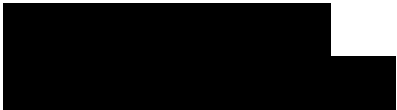
提案の理由

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の
同意を得る必要による。

固定資産評価審査委員会の委員の選任について
次の者を、本市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので同意されたい。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	松 崎 明	

提案の理由

地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の
同意を得る必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	相 澤 由 美	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和3年2月19日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	土 方 伸 一	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	川 井 俊 幸	██████████	██████████ ██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	大 貫 満	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████	鈴 木 克 枝	██████████	██████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	松 元 隆 廣	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	加 藤 義 久	██████████	██████████ ██████████ ██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	津 田 孝 範	██████████	██████ ██████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

令和 2 年度相模原市一般会計補正予算(第 15 号)

令和 2 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 15 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 399,170,000 千円に歳入歳出それぞれ 2,187,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 401,357,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

(地方債補正)

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 10 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		148,568,372	1,126,732	149,695,104
	10 国庫補助金	89,272,198	1,126,732	90,398,930
60 県支出金		18,371,786	64,415	18,436,201
	10 県補助金	3,435,031	64,415	3,499,446
80 繰越金		4,044,861	86,553	4,131,414
	5 繰越金	4,044,861	86,553	4,131,414
90 市債		30,060,400	909,300	30,969,700
	5 市債	30,060,400	909,300	30,969,700
歳 入 合 計		399,170,000	2,187,000	401,357,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		26,677,626	13,000	26,690,626
	13 市民生活費	7,386,797	13,000	7,399,797
15 民生費		131,842,212	334,250	132,176,462
	10 児童福祉費	57,160,820	334,250	57,495,070
20 衛生費		33,968,110	39,160	34,007,270
	5 保健衛生費	20,649,523	39,160	20,688,683
40 土木費		25,272,327	1,657,780	26,930,107
	5 道路橋りょう費	8,660,852	1,037,380	9,698,232
	15 都市計画費	12,545,213	80,200	12,625,413
	20 公園費	2,209,948	540,200	2,750,148
50 教育費		52,173,906	142,810	52,316,716
	5 教育総務費	7,440,884	7,182	7,448,066
	10 小学校費	24,550,054	88,014	24,638,068
	15 中学校費	14,967,205	44,314	15,011,519
	18 幼稚園費	466,631	3,300	469,931
歳 出 合 計		399,170,000	2,187,000	401,357,000

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	13 市民生活費	戸籍住民事務運営費	13,000
15 民生費	10 児童福祉費	子育て広場事業	4,500
		認定保育室補助金	23,700
		ファミリー・サポート・センター事業	300
		児童養護施設等運営費補助金	33,500
		教育・保育施設等助成費	160,350
		施設運営費	20,300
		放課後児童健全育成事業	64,300
		こどもセンター運営費	27,300
20 衛生費	5 保健衛生費	産前・産後支援事業	39,160
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路維持管理計画事業(国道413号災害防除事業ほか7)	411,496
		道路改良事業(市道文京大野道路改良事業)	21,700
		橋りょう長寿命化事業(橋りょう点検事業ほか12)	604,184
	15 都市計画費	都市計画道路等整備事業(県道52号(相模原町田)道路改良事業ほか1)	80,200
	20 公園費	公園施設長寿命化実施事業	104,900
		スポーツ・レクリエーションゾーン整備事業	435,300

款	項	事業名	金額
50 教 育 費	5 教育総務費	施設運営費	千円 7,182
	10 小学校費	小学校教材等整備事業	25,481
		学校環境衛生経費	62,533
	15 中学校費	中学校教材等整備事業	13,476
		学校環境衛生経費	30,838
	18 幼稚園費	私立幼稚園運営助成事業	2,700
		幼稚園教材等整備事業	600

第3表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前	補 正	補 正 後
	千円	千円	千円
(土木債)			
道路整備費	1,691,800	484,500	2,176,300
公園整備費	492,200	370,000	862,200
街路整備費	1,208,200	54,800	1,263,000
計	30,060,400	909,300	30,969,700

令和2年度相模原市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度相模原市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度相模原市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
2 主要な建設改良事業			
（1） 公共下水道整備事業(管渠)	7,233,682千円	895,410千円	8,129,092千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 公共下水道資本的収入	8,056,981千円	930,510千円	8,987,491千円
第1項 公共下水道企業債	6,249,500千円	579,800千円	6,829,300千円
第5項 公共下水道国庫補助金	1,053,760千円	350,710千円	1,404,470千円
支 出			
第1款 公共下水道資本的支出	14,781,489千円	930,510千円	15,711,999千円
第1項 公共下水道建設改良費	7,357,707千円	895,410千円	8,253,117千円
第2項 公共下水道固定資産購入費	307,680千円	35,100千円	342,780千円

（継続費）

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
公共下水道 資本的支出	公共下水道 建設改良費	境川第28 バイパス 雨水幹線 整備事業	千円 5,124,000	29	478,800	千円 4,828,700	29	478,800
				30	1,544,400		30	1,544,400
				元	1,222,300		元	1,222,300
				2	395,500		2	690,900
				3	1,483,000		3	892,300

(企業債)

第5条 予算第6条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(起債の目的)	(既決限度額)	(補正限度額)	(計)
公共下水道建設費充当	5,824,800千円	544,700千円	6,369,500千円
流域下水道負担金充当	279,700千円	35,100千円	314,800千円
合 計	6,720,800千円	579,800千円	7,300,600千円

令和3年3月10日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎